

平成 24 年第 1 回多賀城市議会臨時会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 24 年 3 月 29 日（木曜日）

◎出席委員（17 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰巳 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（1 名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐（行政経営担当） 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
総務課長 竹谷 敏和
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸
商工観光課長 菊田 忠雄
こども福祉課長 但木 正敏
健康課長 浦山 幸一
建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章
下水道課長 加藤 幸
会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光
教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝
文化財課長 加藤 佳保
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳
上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志
生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則
管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 吉田 真美
主幹 櫻井 道子

午後 2 時 10 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

御苦労さまでございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条

第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 17 名であります。本日は雨森修一委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は根本朝栄委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は根本朝栄委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、根本朝栄委員長席に着く)

○根本委員長

輪番制に基づきまして委員長の大任を拝しました。

皆様方のスムーズな議事運営に御協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○根本委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名をしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

それでは、御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは副委員長には森委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 9 号)

○根本委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 39 号から議案第 44 号までの平成 23 年度

及び平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

関係課長等から順次、説明を求めます。

○菅野市長公室長

各担当課長等からの詳細説明に先立ちまして、平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）の概要と特徴について御説明申し上げます。

本補正予算の主な目的のうちの一つは、かねてから手続をしており今般採否の決定のありました本市の復興交付金事業を予算化することでございます。

平成 23 年度予算におきましては、さきに御承認いただきました多賀城市東日本大震災復興交付金事業基金条例の説明でも申し上げましたように、第 1 回目の復興交付金の交付額 38 億 9,338 万 9,000 円の全額をもって基金を創生することとしております。

採択を受けました復興交付金事業のほとんどは平成 24 年度以降に実施することとなりますが、平成 23 年度において事前着手の承認を得ていた事業もございますので、当該事業については早速この基金を取り崩し、充当財源として使用することとしております。

次に、本補正予算の主な目的の二つ目といたしまして、発災直後から鋭意取り組んでまいりました災害廃棄物処理関係の各種事業について、平成 23 年度における精算を行い、確定させた事業費、国庫補助額等を予算に反映させることとしたものでございます。

次に、本補正予算の主な目的の三つ目といたしまして、震災復興特別交付税の交付額が今月 23 日に決定されましたので、新たに震災復興特別交付税の対象となることが判明いたしました事業の財源の組み替えなどを行うとともに、交付決定額に合わせた必要な補正を行うものでございます。

最後に、平成 24 年第 1 回定例会に提出いたしました一般会計補正予算の編成作業後の事情によりまして、平成 23 年度予算として計上しなければならない事業が生じたので、これらも合わせて予算化することとしたものでございます。

また、平成 23 年度中に完了が見込めない事業につきましては、一般会計補正予算（第 8 号）において繰越明許費の設定を行っておりましたが、本補正予算に追加した事業その後の状況の変化などによりさらに年度内の完了が見込めないことが明らかになった事業などもございますので、繰越明許費の追加等を行うこととしたものでございます。

なお、平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）さらに、後ほど御審議賜ります平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を通じまして、今臨時議会における補正予算関係の要点となる復興交付金事業関係につきましても、各補正予算の事項別明細書に沿って各担当課長等から各事業の詳細説明をさせていただきますが、それに先立ちまして全体的な復興交付金事業の概要等につきましても、震災復興推進局長から一括して説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

それでは、東日本大震災復興交付金について御説明申し上げます。

具体的な説明に入る前に、国における復興交付金の考え方、さらには、今回の第 1 回配分の考え方等について御説明申し上げます。

まず、復興交付金の交付の基本的な考え方ですが、復興庁では今回の震災被害からの復旧については、原則的に復旧費によって対応することとしております。

そして、その次の策として津波被害によって新しくまちづくりが必要なところについては、5 章 40 事業の復興交付金で対応する旨の説明をいただきました。そうした基本的な考え方がある中で、今回配分されました第 1 回の復興交付金では、5 章 40 事業の中でも防災集団移転事業、災害公営住宅整備事業や移転に伴う埋蔵文化財発掘調査事業など住宅再建にかかわる事業と、地域の基幹産業である水産業の再建などの産業の振興を最優先して配分する旨の説明がなされました。したがって、著しい被害との関連性が希薄な事業や熟度、精度が低い事業、学校、下水道、橋りょうの耐震化などの他の補助制度により実施可能な事業、さらには、大規模防災施設、大規模運動施設の整備のような緊急性の低い事業は先送りをするということでした。

このような考え方は、来月初め、来週でございますけれども提出いたします第 2 回目の復興交付金計画事業においても同様であるということになってございます。

そうした中、本市におきましては、災害公営住宅の整備事業、多重防御整備事業、津波避難道路整備事業の採択に力点を置きながら同時に現地再建に欠かすことのできない雨水対策事業をこれらと同列の最優先課題としてとらえ、その必要性について復興庁に訴え、その結果として 14 事業総額で 38 億 9,338 万 9,000 円の復興交付金が交付されることとなりました。第 1 回目の配分に関する総括と申しますか、率直な感想といたしましては、復興庁とのヒアリングの感触ではほとんどの事業が配分されないだろうという絶望観がございましたが、復興まちづくりを支援する国土交通省の地区担当等から御助言をいただきながら、どうすれば復興庁にわかっていたらどうかに主眼を置きながらそれぞれの担当職員あるいは当復興推進局の職員が知恵を出し資料作成に工夫をいたしました。

結果として本市の実情をわかいただき、真に必要とし、かつ緊急性の高い事業はおおむね配分されたと安堵いたしているところでございます。

しかしながら、復興計画に基づく事業のすべてが事業化のめどが立ったわけではございま

せんで、復興交付金を含めたさまざまな国庫補助事業等を活用し、早期に復興に邁進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、資料を用いまして御説明申し上げます。

別冊となっております議案第 39 号関係資料（平成 23 年度補正予算関係資料）の 1 ページ、2 ページをお開き願います。

この表は、平成 23 年度における東日本大震災復興交付金交付額等の一覧であり、1 ページにつきましては東日本大震災復興交付金事業計画において配分された内容でございます。文部科学省所管事業が 2 事業、国土交通省所管事業が 12 事業で合計 14 事業、復興交付金の合計金額は 38 億 9,338 万 9,000 円となります。この金額は平成 23 年度と 24 年度の事業を基本としておりますが、表の中段⑤番とございます。災害公営住宅整備事業（桜木地区）につきましては、事業の完了を予定している平成 25 年度分までが前倒しとして交付されることになりました。

1 ページの右から 3 列目に交付対象事業費の欄がございますが、これは個々の事業の総事業費であり、さらにその左隣に国庫負担率の欄がありますが、基本的には総事業費にこの国庫充当率を乗じた金額が復興交付金の金額となっております。

復興交付金が充当されない額については、災害公営住宅整備事業を除きまして東日本大震災復興特別交付税が全額充当され、単独費は発生いたしません。災害公営住宅整備事業につきましては、供用開始後住宅使用料として各市町村に歳入が発生することから、東日本大震災復興特別交付税は充当されないこととなっております。

2 ページは、この復興交付金対象事業に対応する本市の予算上の事務事業を予算年度別に記載したものでございます。なお、今回配分となった復興交付金対象事業の実施は①番の埋蔵文化財発掘調査事業と、それから債務負担行為を設定します⑤番の災害公営住宅整備事業を除き、平成 24 年度予算に計上してございます。

復興交付金事業計画では、例えば 3 の道路事業、清水沢多賀城線のように対象事業年度が 23 年度から 24 年度と申請しておりましたが、申請し配分されましたが、復興交付金の採択が年度末になり、実質的に 23 年度に執行することができないので、23 年度予算には計上せず、24 年度補正予算に計上したものであります。

①の埋蔵文化財調査発掘調査事業につきましては、復興交付金の採択に先立ち、事前着手が認められたためその分だけ平成 23 年度事業として補正予算に計上したものであります。

2 ページの各事業の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

また⑤番の災害公営住宅整備事業（桜木地区）でございますけれども、仮称第七小学校の用地の現状について御説明申し上げます。

小学校から災害公営住宅用地に転用することによって、一括償還にならないように東北財務局及び独立行政法人郵便貯金簡易保険生命管理機構と協議をし、東北財務局からは去る 3 月 2 日に用途変更の承認をいただきました。郵便貯金簡易保険管理機構からは、3 月

26日に内諾をいただき、現在事務手続中でございます。これにより一応一括償還の問題は解決したということが言えると思います。

3ページをお開きください。

3ページには復興交付金事業計画の位置図を掲載しております。このうち①番の埋蔵文化財発掘調査事業、⑤番の都市防災推進関連事業、⑧番の防災行政無線（移動系整備事業）⑪番の総合治水対策事業については、市内全域を対象にしております。

次のページをお開き願います。

次のページに記載する表は、復興庁との協議を経て最終的に提出をした第1回目の東日本大震災復興交付金計画の一覧表でございます。ここでナンバー11の道路事業（高橋1号、2号線）のように平成23年度、平成24年度の交付金額がゼロのものにつきましては、右側の5ページの事業採択の可否の欄に記載しておりますが、今回は対象外とされました。また、平成23年度、24年度のいずれかに金額の表示のあるもののうち不採択となったものは、13事業でございます。採択となったものは後ほど担当課長から御説明申し上げますので、私からは、不採択となった理由について御説明申し上げます

ナンバー1番の公立学校整備費国庫負担事業につきましては、今回震災の関係から城南小学校区への転入が多く、将来的にも児童数の増加が見込まれることから城南小学校の増改築が必要であるとして申請しているものでございますけれども、復興庁からはその児童数の増加が一過性なものであるか、慢性的なものであるか明らかにしてほしい旨の回答をいただきました。次回以降この点を明らかにした段階で、再度申請にエントリーしてまいりたいというふうに考えてございます。

ナンバー2番からナンバー4番の学校施設環境改善事業であります。この事業は緊急性が低く、優先順位が低いということでありました。これらにつきましては、適切な時期を見計らいながら再申請したいと考えておりますので、2回目の申請は見送っております。

6番移行管理システム構築事業は、埋蔵文化財発掘調査事業における遺物の増加に対応するものでありますが、復興庁からは直接的に発掘調査を加速されるものではないという見解であり、別の財源を探りながら取り組んでまいりたいと考えております。

ナンバー8番の郷土芸能場改修事業は、発掘した遺物をナンバー7で整備する多賀城史遊館に収納できなくなった場合に収納できるように改修するものでありましたが、史遊館の収納状況を見きわめる必要があることや、費用対効果が低いとの指摘がなされました。埋蔵文化財の発掘調査事業がさらに進展し、史遊館では足りない状況になったときに再チャレンジしてまいりたいと考えております。

ナンバー13番の橋りょう耐震化樋ノ口大橋ほか耐震化事業は、津波浸水区域からの避難路として樋の口大橋、舟橋、鎮守橋、笠神新橋の耐震化を行うものですが、それぞれの橋の状況や耐震対策をもっと明確にされたいということでございましたので、これらを明らかにした上で、第2回目の申請にエントリーしてまいります。

ナンバー19番の多賀城駅北再開発事業につきましては、被災者居住の受け皿として申請し

たものでありますが、復興庁からは既存のスキームで進んでいるものであることから復興交付金事業にはなじまないという指摘をいただきました。これに従いたいというふうに考えてございます。

次のページをお開き願います。

ナンバー23の市民活動サポートセンター改修事業は、震災により壊れた地域自治組織の立て直しと被災者をサポートするNPO団体の育成をするために市民活動サポートセンターにエレベーターを設置すべくエントリーいたしましたが、復興庁からは優先順位は極めて低いという見解がなされました。これについても当面申請を見送りたいと考えております。ナンバー24の都市防災推進関連事業は、地域防災計画の見直し事業、津波ハザードマップ作成事業、復興まちづくり調査検討事業、都市計画復興地図作成事業をエントリーしておりましたが、地域防災計画の見直し事業だけが不採択となりました。復興庁からは、地域防災計画の見直し事業は被災地だけの問題ではなく日本国じゅうすべての市町村が今回の被災を受けて対象になるという課題であり、復興交付金にはなじまないとの回答でありました。地域防災計画見直し事業につきましては、当初予算のとおり東日本大震災復興基金での対応をしております。

ナンバー29の下水道浸水被害軽減総合事業（雨水貯留地、雨水地下貯留施設整備）は桜木地区に建設する災害公営住宅に雨水貯留施設をあわせて整備するものでありますが、復興庁からはこの下の欄の30番の総合治水対策計画策定事業が完了しなければ、貯水量が決まらないのではないかという御指摘を受けました。本件につきましては、貯水量の概数が出た段階において再申請してまいります。

ナンバー31番の八幡雨水幹線修景整備事業は、八幡雨水幹線の用地を活用して貯留施設を設置するとともに、地上は遊歩道として集計するものでありますが、これもナンバー29番の下水道浸水被害軽減総合事業雨水地下貯留施設整備事業と同様に、30番の総合治水対策計画策定事業が完了しないと貯水量が決まらないのではないかという御指摘をされたので、貯水量の概数が確定次第、再申請してまいります。

ナンバー36番の津波被災公園植栽整備事業とその次のナンバー37番の街路樹植栽事業につきましては、津波被害を軽減するとして被災した公園や街路の樹木の植栽事業としてエントリーしておりましたが、復興庁からは被害の軽減効果が疑問視されました。本件につきましては、別の財源を探りながら取り組んでまいりたいと考えております。

ナンバー37の次に合計額が記載しておりますが、第1回目の交付申請では総交付対象事業費が419億1,794万9,000円でありました。このうち23年度では、申請額が3億9,765万円に対しまして交付対象事業費は2億705万円で、交付対象事業費の交付率は52.1%となっております。

24年度では申請額が21億9,693万5,000円に対しまして、交付対象事業費は15億5,623万5,000円となり交付対象事業費の交付率は70.8%となっております。2カ年の合計では申請額が25億9,458万5,000円に対しまして、交付対象事業費が17億6,328

万 5,000 円となり、交付対象事業費の交付率は 68%となりました。交付対象事業額に 25 年度分として追加交付されました災害公営住宅整備事業費である 27 億 9,710 万円を加えて判断いたしますと、交付対象事業費の交付率は 175.8%でございました。

次の 8 ページをお開き願います。

前のページでは最終的に提出しました第 1 回目の東日本大震災復興交付金事業計画に基づき交付対象事業費の交付率について御説明申し上げましたが、この 8 ページから 11 ページまでは 1 月 30 日の東日本大震災調査特別委員会で説明いたしました当初の復興交付金事業計画の一覧表を再掲させていただきました。最終的に提出した 1 回目の事業計画費との違いがわかりますように、右側のページのほうに復興庁との協議内容を記載いたしましたので御確認いただければと思います。

それでは、次に資料 1 の 45 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細につきまして、順次担当課長から御説明申し上げます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）の説明をさせていただきます。

初めに 2 款 1 項 12 目財政調整基金費で 2 億 5,459 万円の増額補正をするものでございます。説明欄、財政調整基金積立金で 2 億 5,459 万円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、歳入総額が歳出総額を超過することとなりますので、当該超過することとなった額を財政調整基金に積み立てるものでございます。これは後ほど歳入でも御説明申し上げますが、3 月 23 日に交付額の決定のありました震災復興特別交付税の増額、全国市有物件災害共済会による地震災害見舞金の増額が主な要因となっております。

○片山地域コミュニティ課長

15 目諸費で 752 万 6,000 円の減額です。説明欄 1 の地区集会所整備補助事業につきましては、震災により被害を受けた集会所をもとの状態にするための修繕などに要する経費について市で全額補助をするものとして被災した市内 15 カ所の集会所に対して助成を行うこととしてきたところです。今回減額しますのは、八幡下 2 区の集会所に関するものですが、八幡下 2 区集会所につきましては、津波により被害が甚大であったことから、修繕が困難なために震災前と同じ面積の集会所を建てかえることとし、昨年 6 月補正で議会にて御承認をいただいたところです。この集会所は県有地の上に建てておりますことから、引き続き使用することにつきまして、宮城県との協議を行ってまいりましたが、建てかえのために改めて境界の確定等を行った結果、震災前と同じ面積で建築をすると道路用地にはみ出してしまうことが判明しました。逆に申しますと、昭和 47 年に建築されたこれまでの建物が道路にはみ出していたということになります。その結果、建物を小さくするかあるいは別の場所への移設も含めて、地区で改めて検討を行うということになりましたことから、平成 23 年度中に補助金を執行することができなくなったことに伴いまして、減額をするも

のでございます。今後地区において方針が決定した段階で改めて平成 24 年度に補正をお願いすることとしております。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

18 目震災復興推進費で、3,961 万 8,000 円を増額するものであります。これは総務省からの被災地復興モデル実証調査として、緑の分権改革調査事業を本市が受託をし、この一部を再委託するものであります。緑の分権改革と聞きなれない取り組みでございますが、総務省では自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源の活用と、域内循環により地域の持久力と創造力を高めるために、緑の分権改革の取り組みの実証実験を被災地において行い、これをモデル事業としていこうとするものであります。この緑の分権改革の調査事業の実施に当たり、この取り組みを行おうとするものからの提案を受け、総務省に申請したところ地域資源の活用と域内循環の観点から採択となったものでございます。

具体的には、政庁跡において生産されたハーブや市内で栽培された規格外の野菜などを加工して商品化し、メイドイン多賀城の商品をブランド化することを目指す取り組みであり、現時点ではジェラードやバジルソースなどを製造し、さらには販売の実証調査、いわゆる市場調査を行うとともに、その製造過程において高齢者や障害者などの雇用の可能性も調査するものでございます。

本市では最終的には報告書を作成し、総務省に報告するものでありますが、これによって障害者や高齢者の新たな雇用や特産品の開発、6 次産業化の先導的モデルの創出を期待するものでございます。なお、財源は総務省からの国庫委託金 2,450 万円と東日本大震災復興基金繰入金 1,500 万円、一般財源 11 万 8,000 円であります。

次に恐れ入りますが、21 ページをお開き願います。

総務省との契約が実はあしたになっておりますことから、年度内に委託契約を締結することができませんので、繰越明許費補正をお願いするものでございます。一番上の段、2 款 1 項被災地復興モデル創出事業 3,961 万 8,000 円でございます。完了は、平成 25 年 3 月を予定してございます。

45 ページにお戻り願います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、19 目東日本大震災復興基金費で 718 万 7,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄東日本大震災復興基金積立金で、718 万 7,000 円を増額補正をするものでございますが、本市の復旧・復興のために全国からお寄せいただいた震災復興寄附金を東日本大震災復興基金に積み立てるものでございます。

続いて 20 目、東日本大震災復興交付金事業基金費で、38 億 9,338 万 9,000 円の追加補正をするものでございます。説明欄東日本大震災復興交付金事業基金積立金で、38 億 9,338 万 9,000 円の追加補正をするものでございますが、国土交通省及び文部科学省から交付された復興交付金の全額について、さきに議決をいただきました東日本大震災復興交付金事業基金に積み立てるものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3款4項1目災害救助費は、仮設住宅管理運営事業にかかる財源の組み替えでございます。これは、宮城県の応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金交付要綱に基づきまして、市内6カ所の応急仮設住宅の集会室、談話室等の光熱水費や敷地内の街灯等に係る電気代等につきまして、補助対象とされたことから一般財源で支出いたしました180万円を組み替えるものでございます。この補助金につきましては、当初各応急仮設住宅において共同で利用する施設、集会室や談話室、あるいは給排水設備等で共有する部分、敷地内の通路や駐車場の舗装の維持修繕など光熱水費や修繕費が対象でございますが、これらについて入居者等が適切に維持管理する協議会を設立した場合に当該協議会に対して補助することとなっておりましたが、平成23年度につきましては、県内でも協議会を設立している仮設が少ないということから急遽自治体のほうに補助されることとなったものでございます。

○浦山健康課長

次のページをお願いします。4款1項3目予防費で65万7,000円の増額補正でございます。説明欄1の乳幼児、児童生徒等に係る予防接種費用で65万7,000円の増額でございますが、19節負担金補助及び交付金に係るもので予防接種によって健康被害を受けた方に対する給付金で平成21年10月11日で、下記の被害認定が切れたため、継続認定の申請をしていたところ、平成24年1月31日付で平成21年10月12日から平成26年12月6日までの認定通知が国よりあったことから、医療費と医療手当金を予防接種事故救済給付金として、支給対象となる平成21年10月12日から、本年3月末まで分を支払うためのものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

2項1目清掃総務費で1,917万6,000円の増額をするものでございます。説明欄1のごみ減量分別促進事業で442万3,000円の減額でございますが、このたびの震災の津波により被害を受けたごみ集積所の復旧費を全額補助により復旧してまいりましたが、被害の大きかった栄地区や宮内地区などでは集積所の設置場所等を含めて23年度中の復旧が難しいことから、当該地区につきましては24年度で実施するものとし、執行残分を減額するものでございます。

2の宮城東部衛生処理組合負担金で、2,359万9,000円の増額でございますが、発災直後災害廃棄物の仮置き場が定まらない中で、災害廃棄物を宮城東部衛生処理組合において、焼却処分を行った際の負担金として1,120万9,000円及び宮城東部衛生処理組合自体の施設の災害復旧費用に要する費用の一部が構成市町に対し、震災復興特別交付税として交付される分を特別負担金として1,239万円を宮城東部衛生処理組合に対して負担金として計上するものでございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

続いて3項1目上水道施設費で326万4,000円の減額補正をするものでございます。説明欄の上水道施設災害復旧事業費補助金で326万4,000円の減額補正をするものでござ

ざいますが、これは水道事業会計における上水道施設災害復旧事業のうち、国費の充当が平成 23 年度から平成 24 年度へ変更となる事業が生じたことから、これに対応する一般会計から水道事業会計への補助金を減額するものでございます。

なお、当該変更となる事業への補助金は、平成 24 年度予算に再計上することとしております。また、これらの補助金につきましては全額震災復興特別交付税の対象となるものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

8 款 4 項都市計画費ですが、次のページお開きください。1 目都市計画総務費で 8,467 万 2,000 円の増額補正でございます。説明欄の都市計画関係ですが、高崎 3 丁目地内がけ崩れ対策事業、先ほど条例審議との説明と繰り返になりますが、改めて説明させていただきます。資料 2 の議案関係資料 18 ページをお開き願いたいと思います。

位置図等が載っておりますが、昨年の震災直後から市内の宅地を 86 件調査し、被災宅地危険度調査の観点で損壊状況や危険性等を把握した結果、51 件が大被害と判定しました。このような中、従来からの制度である災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が東日本大震に伴う特例措置として制度緩和がなされたことから、51 件のうち 1 件、位置図に示しました高崎 3 丁目地内の人工擁壁が先月 28 日に補助採択となったものでございます。現況は自然石の石積みとなっており、地震によって中段付近では大きくはらんだため、今後の地震や大雨等で崩壊した場合、図の網かけしている部分ですが、擁壁上の家屋はもちろん、下の市道を挟んだ向かい側の家屋にも被害が想定されます。改修方法としましては、コンクリート化粧パネルを既存の石積みにかぶせて縦横約 1 メーター間隔のアンカーで固定する工法による施工を予定しております。詳細は委託料で計上しております設計業務を踏まえて、進めていきたいと考えてございます。

ここで恐れ入りますが、資料 1 の 21 ページをお開きください。

繰越明許費の御説明でございます。21 ページ第 2 表繰越明許費補正でございます。下から三つ目の 8 款 4 項都市計画費でたゞいま説明いたしました高崎 3 丁目地内がけ崩れ対策事業費全額を繰り越すものでございます。完了は平成 25 年 3 月末を予定してございます。恐れ入ります。再び 49 ページにお戻りください。49 ページ 5 目下水道事業特別会計繰出金でございますが、4,634 万 1,000 円減額するものでございます。詳細は下水道事業特別会計で説明いたします。

○角田交通防災課長

次に、9 款 1 項 2 目消防施設費で 9,302 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の塩釜地区消防事務組合負担金で、19 節負担金補助及び交付金は、東日本大震災で被災を受けた塩釜地区消防事務組合所管の庁舎及び消防施設設備の復旧に係る経費の構成市町負担金でございます。

次に、3 目災害対策費で 184 万 4,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の災害用備蓄品整備事業で、11 節需用費及び 18 節備品購入費は、東日本大震災で被害を受

けた防災エリア配備職員の現地班詰め所で使用する物品を購入するものでございます。

2 の防災情報管理事業については、東日本大震災かもめーる助成金の充当に伴う財源の組みかえでございます。

恐れ入りますが、21 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費で9款1項消防費のうち、防災情報管理事業は防災行政無線（移動系）の整備計画の見直しにより、事業計画がおくれることになったため、その購入費用等765万5,000円を繰り越すものでございます。事業完了につきましては、11月末を予定しております。

次に、災害用備蓄品整備事業でございます。郵便事業株式会社からの東日本大震災かもめーる助成金の交付決定がなされたこと及び災害用備蓄品の災害需要が高く、年度内に納品が見込めないため、購入費用725万2,000円を繰り越すものでございます。事業完了につきましては5月末を予定しております。

22 ページをお願いいたします。

次に消防水利維持管理事業でございます。これは、八幡地区内既設防火水槽撤去工事ですが、防火水槽上部にある家屋の撤去の遅延及び隣接住宅への影響調査を要することになったための遅延で、工事費用800万円を繰り越すものでございます。事業完了につきましては、5月末を予定しております。

次に、塩釜地区消防事務組合負担金でございます。これは、事務組合所管の庁舎及び消防施設設備の復旧に係る経費の負担金のうち、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラート整備事業を、平成24年度事業として行うこととなったため、30万5,000円を繰り越すものでございます。事業完了につきましては、平成25年3月末を予定しております。

48 ページにお戻り願います。

○永沢生涯学習課長

10款4項3目公民館費説明欄1、大代地区公民館改修事業は、震災復興特別交付税の対象になったことに伴う財源の組み替えでございます。

次のページをお開き願います。

○加藤文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で194万6,000円の減額補正でございます。説明の順番は逆になりますが、最初に説明欄2の埋蔵文化財緊急調査事業復興交付金で、600万円の増額補正でございます。これは震災復興に伴う発掘調査において、先ほど震災復興推進局長からもお話ありましたとおり、東日本大震災復興交付金の交付決定前着手の申請を行っておりましたが、平成24年2月7日付で承認を受けたことから、新たに事業を設定いたしましてそれ以後の6件分の発掘調査にかかる事業費を組み替えるものでございます。それを受けまして、説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業補助につきましては、事業費の執行見込みが立ったことによる減額補正でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページをお願いいたします。5 項 1 目保健体育総務費説明欄 1、総合体育館改修事業は、震災復興特別交付税の対象になったことに伴う財源の組みかえです。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 87 億 7,831 万 4,000 円を減額するものでございます。まず、説明欄生活環境課関係の 1、災害廃棄物改修事業で 57 億 6,327 万 6,000 円の減額の主なものでございますが、11 節需用費 111 万 7,000 円の増額ですが、消耗品として災害廃棄物のうち石膏ボード等の外壁材を入れるためのフレコンパック、通称トンパックと申しますが、の購入費等でございます。

12 節役務費で 1 億 8,601 万 2,000 円の減額でございますが、災害廃棄物のうち家電リサイクル法の対象家電であるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機のリサイクル手数料でございます。対象家電の処理が一段落したことに伴うリサイクル手数料の減額でございます。

13 節委託料で 53 億 9,865 万 9,000 円の減額でございますが、まず災害廃棄物改修業務委託料の 1 億 4,845 万 2,000 円の増額は一次仮置き場の管理業務、家屋等解体に伴う廃材等の改修運搬業務で仮置き場の移動に要した費用や、仮置き場内での重機の必要台数が当初予定したよりも多かったことに伴う増額でございます。

処理困難物処理業務委託料の 1 億 514 万 7,000 円の増額は油やボンベなどの危険物、タイヤなどの処理費用で、これも当初予定したよりも数量が多かったことに伴う増額でございます。

破砕処理業務委託料の 1,102 万 5,000 円の減額は、コンクリート柄等の破砕業務を災害廃棄物回収業務委託で借り上げた重機で行ったことにより不要となったことによる減額でございます。

被災車両撤去業務委託料の 4,238 万 4,000 円の減額及び被災車両（私有地分）一時保管場所警備業務委託料の 231 万 5,000 円の減額は事業費の確定に伴うものでございます。

廃棄物仮置き場防護ネット設置業務委託料の 6,057 万 7,000 円の増額は、一次仮置き場の箇所数がふえたこと及び風に対応するための万能鋼板を使い丈夫なものにしたことによるものでございます。

災害廃棄物処理業務委託料の 32 億 2,621 万円の減額は、中間処理施設による処理を当初 11 月からの 5 カ月間で見込んでおりましたが、中間処理施設の設置がおくれ本年 2 月からの 1 カ月間分になったことによるものでございます。

仮置き場設置業務委託料の 2 億 9,249 万 2,000 円の減額は事業費確定に伴うものでございます。

県二次仮置き場処理等業務委託料の 21 億 3,840 万 9,000 円の減額は、県の二次仮置き場の設置及び仮設焼却炉の建設がおくれたことによるものでございます。なお、二次仮置き場は現在仙台港の東北スチール内の敷地に建設中でございますが、6 月ころ完成見込みと聞いております。

14 節使用料及び賃借料で 1 億 7,800 万円の減額ですが、事業費確定に伴うものでござい

ます。

16 節原材料費で、172 万 2,000 円の減額ですが、仮置き場で使用する砕石をコンクリートがらを破砕して自前で砕石を調達したことによる不用額でございます。

2 の仮設トイレ管理事業でございますが、408 万円の減額でございますが、これも事業費の確定に伴うものでございます。

3 の被災家屋解体事業で、29 億 8,937 万 2,000 円を減額するものでございますが、11 節需用費の燃料費 247 万 1,000 円の減額は、被災地支援においていただいた自治体の支援車両の燃料費でこれも事業費確定に伴うものでございます。

13 節委託料で被災家屋等解体業務委託料 29 億 8,690 万 1,000 円の減額は、事業量が固まったことによるものです。なお、公費による家屋解体は、1,181 件、それからブロック塀等の解体が 440 件、自費解体の補助分が 190 件となっております。

ここで恐れ入りますが、21 ページ、22 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費補正追加の表でございます。22 ページの 11 款災害復旧費の災害廃棄物改修事業でございます。県二次仮置き場等業務委託料でございますが、先ほど申し上げましたように二次仮置き場の建設工事等のおくれから、県への委託料のうち 1 億 4,712 万 2,000 円を繰り越すものでございます。また、その下の被災家屋解体事業でございますが、RC 構造の建築物の解体が年度内に完了できないことから、5 棟分 1 億 5,855 万円を繰り越すものでございます。

ここで災害廃棄物の処理に係る全体事業費について簡単に御説明申し上げたいと思います。本日、各委員にお配りいたしました追加資料をごらんいただきたいと存じます。左上に議案第 39 号及び議案第 42 号関係資料（追加資料）と記載されているものでございます。1 ページ目、表が二つございますが、23 年度事業と記載されました上の表をごらんいただきたいと思います。災害廃棄物処理事業は表の左側に記載されております 4 款の宮城東部衛生処理組合負担金から、中段の表の下になります道路公園課所管の 11 款道路等災害復旧事業までの七つの事業に分かれております。23 年度の総事業費といたしましては、発災後、昨年 3 月 31 日に 1 号専決で予算を計上いたしましてから 2 号専決、6 月補正、9 月補正と 3 度の補正を経まして、今回の 3 月補正、表の歳出欄の右端になりますが、総額で 87 億 5,015 万 5,000 円を減額いたしまして、77 億 995 万 4,000 円となるものでございます。このような大幅な減額となりましたのは、災害廃棄物の量が当初環境省推計値で 62 万 1,000 トンとされていたものが、現在 55 万トンに訂正されておりますこと、また市では当時独自に瓦れきの数量を正確に把握することができなかったことから、予算に不足を来さないよう多目に予算を見込んだこと、中間処理施設設置に関して設置場所である仙台市との協議に時間を要したため災害廃棄物の中間処理がおくれたこと、県の二次仮置き場の選定及び焼却施設の建設がおくれたことなどによるものでございます。

その事業の財源でございますが、歳入の欄をごらんください。国庫補助金が計の欄でございますが、65 億 9,084 万 6,000 円で、85.5%の充当率となっております。県支出金とし

て、地域環境保全特別基金事業補助金、通称グリーンニューディール基金からの補助金でございますが、9億5,886万3,000円で12.4%の充当率となっております。残りの部分は表の一番右側に一般財源と記載されておりますが、中身は具体的には震災復興特別交付税とそれから災害廃棄物のうち、有価物の売払い収入が充当されることになっておりまして、売払い収入を除いて100%国費で賄われるということになっております。

それから、県のグリーンニューディール基金につきましては、もともと基金の積立金の原資が環境省からの補助金が積み立てられた基金でございますので、その意味で国費でほぼ100%賄われたということになるわけでございます。

なお、下段の表でございますが、24年度の災害廃棄物の処理事業の内容を示しております。今ごらんいただいております資料の裏面をごらんください。表が二つございまして、上の表でございますが、環境省所管災害廃棄物処理年度別事業費という表でございます。災害廃棄物処理事業につきましては、環境省においてはおおむね3年間25年度までに処理するとの指針を示されておりました。本市におきましても平成25年度までに完了する計画といたしております。この各年度ごとの状況でございますが、22年度については3月からということで、22、23年度この2年間については、災害廃棄物の回収や被災家屋の解体事業などが中心の事業となっております。それから、24年度の事業は災害廃棄物の中間処理、それから宮城県の二次仮置き場での焼却処理などの事業が中心となります。最終年度の25年度は宮城県の二次仮置き場での焼却処理や最終処分の事業となります。具体的には、表の左側に事業名が記載されておりますが、4款の宮城東部衛生処理組合災害復旧費負担金から11款の道路等災害復旧事業での9事業で年度ごとに記載された事業費で実施していくこととなります。総額では表の右下に記載されております全体事業費ですが、189億3,386万3,000円となっております。

なお、下の表は災害廃棄物処理事業のうち、補正予算の計上額と補助対象事業が異なるものを記載しております。ここに記載されている事業は環境省所管の補助事業以外の事業費が含まれている事業でございます。参考までにそれらの事業費総額と、そのうち補助事業分の事業費を掲載しております。以上で災害廃棄物の処理に係る全体事業費の説明を終わります。

資料1の53ページにお戻りください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、ただいま生活環境課で説明のありました追加資料の中にも記載されてございますが、災害廃棄物撤去事業の都市計画課関係の分でございます。2,158万6,000円の減額でございます。これは道路公園などの公共施設に漂着した瓦れきの撤去等に伴う執行残でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

次のページをお開き願います。3項2目農地災害復旧費5万円の減額補正でございます。さきに市民経済部次長から御説明がありましたとおりで、農政関係では水田の瓦れき撤去

業務委託料の予算執行確定によるものでございます。

大変申しわけございませんが、21、22 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正でございますが、22 ページの中段で 11 款 3 項農林水産業施設災害復旧事業でございますが、補正後の 2,850 万円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、宝堰のゲート 1 門の閉鎖が不能となった復旧工事と、宝堰水路に土砂が崩落したという復旧工事が県の河川課との協議が長引きまして、入札ができなかったことによるものでございます。平成 25 年 3 月までの事業完了を予定しております。よろしく願います。

54、55 ページにお戻り願います。

○鈴木道路公園課長

次に、11 款 4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 1,700 万円の増額補正でございます。説明欄 1 道路等災害復旧事業 15 節被災車両一時保管場所舗装復旧工事で、1,700 万円でございます。これは、被災車両の一時保管場所として借用した日産とトヨタのモータープールに被災車両からガソリン等が流出し舗装面を破損したことから復旧をするものでございます。復旧舗装面積は、トヨタが約 1,100 平米、日産が約 4,000 平米でございます。

恐れ入ります。22 ページをお開き願います。

11 款 4 項公共土木施設災害復旧費、道路等災害復旧事業で 1,700 万円の増額、2 億 792 万円を繰り越すものでございます。今回増額分の工事につきましては、7 月末の完成を予定しております。

恐れ入ります、54 ページ、55 ページにお戻り願います。

次に、2 目都市計画施設災害復旧費、説明欄 1 公園等災害復旧事業につきましては、震災復興特別交付税の対象となったことによる財源の組み替えでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、5 項 1 目公立学校施設災害復旧費で 770 万円の増額でございます。説明欄の教育総務課関係でございますが、1 小学校施設災害復旧事業で 15 節工事請負費で 770 万円の増額でございます。2 の中学校施設災害復旧事業につきましては、財源の組み替えでございます。これの内容でございますが、国の災害査定が終了したことに伴いまして、災害査定後の工事費をもとに補助対象とならなかった部分については単独分として一部追加したものでございまして、0.3 ミリ以下のクラックの補修、あるいはクラック部分の面塗装などがございます。また、単価等を実勢価格に合わせるために増額を行ったものでございます。

恐れ入りますが同じ資料の 22 ページをごらんいただきたいと思います。

22 ページの下の表になりますけれども、11 災害復旧費 5 文教施設災害復旧費のうち、小学校施設災害復旧事業で 6,744 万 6,000 円に先ほどの 770 万円を追加しまして 7,514 万 6,000 円に補正し、翌年度に繰り越すものでございます。本年 9 月末までの完成を予定しております。

恐れ入ります、55 ページにお戻りください。

○永沢生涯学習課長

2 目保健体育施設災害復旧費で 2,119 万 1,000 円の増額補正です。説明欄 1 総合体育館災害復旧事業 15 節工事請負費で 1,774 万 6,000 円の増額補正は、災害調査の進捗に伴い明らかになった被害に対する復旧工事費の増、及び単価等を実勢価格に合わせるための増額でございます。説明欄 2、市民プール災害復旧事業 15 節工事請負費で 344 万 5,000 円の増額補正は単価等を実勢価格に合わせるための増額でございます。

22 ページをお開きいただきます。

ただいま御説明をいたしました補正予算の計上に伴いまして、繰越明許費を補正するものでございます。22 ページの表の下から 2 段目のとおり、総合体育館災害復旧事業市民プール災害復旧事業 2 事業につきまして、表記載の額に補正をするものでございます。それぞれの工事の完成予定ですが、第 1 回定例会で御説明をいたしましたとおり、両施設とも本年 9 月末を予定してございます。

56 ページにお戻りをいただきます。

○佐々木学校教育課長

続きまして、学校給食センター災害復旧事業につきましては、財源の組み替えを行うものでございますが、国の災害査定が終了したことに伴いまして、災害査定終了後の工事費をもとに補助対象とならなかった部分については、単独分を追加するため財源内訳が変更になるものでございます。

○永沢生涯学習課長

3 目社会教育施設災害復旧費で 36 万 1,000 円の増額補正です。説明欄 1、山王地区公民館災害復旧事業、15 節工事請負費で 194 万 3,000 円の減額補正は調査設計が終了し、災害復旧工事内容がほぼ確定したことに伴う減額などによるものでございます。

市立図書館災害復旧事業、15 節工事請負費で 203 万 4,000 円の増額は、単価などを実勢価格に合わせるための増額でございます。

23 ページをお開きください。

山王地区公民館災害復旧事業、市立図書館災害復旧事業の両事業につきまして、表記載の額に補正をするものでございます。それぞれの事業の完成予定ですが、こちらも第 1 回定例会で御説明を申し上げましたとおり、9 月末を予定してございます。

21 ページにお戻りをください。

○但木こども福祉課長

それでは、引き続き繰越明許費の説明をさせていただきます。ただいま歳出の関連で説明いたしました項目以外の項目につきまして、説明をさせていただきます。初めに 3 款 2 項児童福祉費のうち、私立保育所運営管理事業、1 段飛びまして児童館維持管理事業、また 1 段飛びまして放課後児童健全育成事業及び西部児童センター維持管理事業のいずれも災害用備品購入費の各事業でございますが、東日本大震災を踏まえて保育所留守家庭児童学級、鶴ヶ谷児童館及び西部児童センターの各施設に災害用備品として発電機と投光器を 2 機ずつ整備するものでございますが、東日本大震災の影響及び購入する製品の操作性や利便性な

どから需要が高く、生産が間に合わない状況でございます。年度内の納入が見込めないことから繰り越しをさせていただくものでございます。なお、事業完了はいずれも本年 6 月末を予定しております。

次に、同じく 2 段目ですが、市立保育所建設補助事業 2 億 2,573 万 9,000 円でございますが、これは社会福祉法人銀杏の会による仮称多賀城すみれ保育園建築事業及び社会福祉法人はるかぜ福祉会による仮称多賀城はるかぜ保育園建築事業に係る補助金でございますが、どちらも東日本大震災の影響による資材調達のおくれ、あるいは天候不順などによる工事遅延によりまして、工期内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただくものでございます。なお、仮称多賀城すみれ保育園建築事業の工事完了は、本年 4 月末を予定しまして、5 月 1 日からの開園、また仮称多賀城はるかぜ保育園建築事業の工事完了は本年 5 月末を予定し、5 月下旬の開園を予定しております。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、太陽の家管理運営事業 22 万 9,000 円でございますが、東日本大震災を踏まえて太陽の家に災害用備品として発電機及び投光器を 2 台ずつ整備するものでございますが、保育所等と同様に年度内納入が見込めないため繰り越しさせていただくものでございます。事業完了は、本年 6 月末を予定しております。

○阿部管財課長

4 項災害救助費で、被災住宅応急修理事業でございますが、本事業の申し込み受け付けは平成 24 年 1 月 31 日をもって終了とさせていただいておりますが、施工業者や資材が不足しているため、年度内での契約や工事の完了が不可能な状況となっていることから複写機用紙代などに 1 万円、通信運搬費に 5 万円、工事請負費として 3 億 3,216 万 4,000 円、合計 3 億 3,222 万 4,000 円を繰り越しするものでございます。なお、本業務の完了は、国及び宮城県 の制度により決定されることから、連絡調整等を密にし対応する予定でございます。

○鈴木道路公園課長

次に、8 款 2 項道路橋りょう費、道路改良事業で 2,048 万円を繰り越すものでございます。工事につきましては 9 月末の完成を予定しております。

○加藤文化財課長

次に、22 ページの上から 3 番目でございます。10 款 4 項社会教育費で震災の影響により年度内の移転完了が不可能となったことにより、多賀城跡附寺等特別史跡公有化事業 1,864 万円を繰り越すものでございます。移転完了につきましては、本年 12 月末を予定しております。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

暫時休憩をいたします。再開は 3 時 35 分といたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 33 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

市民経済部次長。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

先ほど説明の中で、繰越明許費の説明で説明が不足した部分がありましたので、追加説明させていただきたいと思います。資料 1 の 22 ページお聞きいただきたいと思います。

災害復旧費の繰越明許費で事業の終了時期を申し上げませんでした。まず、災害復旧費のうち、災害廃棄物回収事業 1 億 4,712 万 2,000 円につきましては、県への二次仮置き場の処理業務委託料でございますが、県事業の 24 年度の精算の中で費用が固まるという話でございます、終了時期は 25 年 3 月末を見てございます。それから、下の被災家屋解体事業、これは RC 構造の大型の建築物の解体でございますが、終了時期は 24 年 12 月末を見込んでございます。以上でございます。

○根本委員長

これより歳入の順次説明を求めます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

それでは引き続き歳入の説明をさせていただきます。28 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目配当割交付金から 7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定に伴いそれぞれ記載のとおり増額、または減額補正をするものでございます。次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税で、7 億 5,218 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄の 1 特別交付税で 1,971 万 1,000 円の増額補正をするものでございます。これは、3 月 23 日の交付決定を受け計上済み額との差額を補正するものでございます。

次に、説明欄の 2 震災復興特別交付税で 7 億 3,247 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。これも特別交付税と同様に、3 月 23 日の交付決定を受け計上済み額との差額を補正するものでございます。なお、震災復興特別交付税の増額要因といたしましては、災害廃棄物の処理に関する事業に充当していた災害対策債並びに単独災害復旧事業に充当していた災害復旧事業債について、震災復興特別交付税への振りかえが可能であることが明らかとなったこと、さらに固く見積もっておりました市税収入の減少に対する補てんについて特に市民税において大きく算定されたことなどが大きな増額要因として挙げられます。震災復興特別交付税は、地方交付税のうちの一つであることから、一般財源に分類される歳入となっておりますが、特定の事業の地方負担額に基づいて算定されるものでございますので、当該事業費の確定後には、その過不足額が精算されることとなっております。しいが、いまして、震災復興特別交付税は現時点では概算交付されている状態となっております。そのようなことから、震災復興特別交付税の増額の影響などにより、本補正予算の成立後では歳入超過の状態となるものではございますが、あくまでも震災復興特別交付税の概算交付

などによる一時的な影響であると考えられることから、一般財源のうち震災復興特別交付税の交付額見合い分については、その管理について十分に意を配し、慎重な財政運営を心がけてまいりたいと存じます。

なお、後ほど御参照いただきたいと存じますが、資料 2 の 12 ページから 17 ページにかけて市債から震災復興特別交付税への理解などを含む災害関連経費に係る事業費、それと財源の推移が把握できる資料を掲載させていただいております。地方交付税の説明につきましては以上でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、12 款 2 項 1 目土木費分担金で 423 万 3,000 円の計上でございます。これは条例制定で御審議いただきました平成 23 年度東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業分担金徴収条例第 3 条に基づき、土地の所有者の分担金として総事業費 8,467 万 2,000 円に対する 5%を計上するものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、14 款 1 項 2 目教育費国庫負担金 3 節文教施設災害復旧費負担金で 1,089 万 7,000 円を減額するものです。説明欄の教育総務課関係で 1 公立学校施設災害復旧負担金で 1,023 万 5,000 円の減額、1 小学校施設災害復旧費負担金で 292 万 2,000 円の増額でございます。説明欄記載のとおり、補正前の額は 5,419 万 5,000 円でしたが、災害査定後につきましては、次のページをごらんいただきたいと思えます。33 ページをごらんください。復旧工事分、設計費分、事前着工分の 3 分の 2 に事務費分を加算したものととなりますので、計上済み額との差額 292 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、2 の中学校施設災害復旧費負担金で 1,315 万 7,000 円の減額でございます。説明欄記載のとおり、補正前につきましては、4,545 万円でしたが、災害査定後の復旧工事分設計費分事前着工分の 3 分の 2 に事務費を加算したものととなりますので、計上済み額との差額 1,315 万 7,000 円の減額でございます。これは、歳出でも先ほどお話し申し上げましたが、災害査定終了後の工事費をもとに補助対象とならなかった部分につきましては単独分として追加したこと、それから単価等実勢価格に合わせるために増額を行ったことなどによるものでございます。

○佐々木学校教育課長

次に学校給食センター関係ですが、説明欄 1 の保健体育施設災害復旧費負担金で 66 万 2,000 円を減額するものです。説明欄記載のとおり、補正前の額は 2,652 万 8,000 円でしたが、災害査定後につきましては、復旧工事分、設計費分、事前着工分の 3 分の 2 に事務費分を加算したものととなりますので、計上済み額との差額 66 万 2,000 円の減額でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、14 款 2 項 2 目土木費国庫補助金で 4,233 万 6,000 円の増額です。これは先ほど土木費分担金で説明いたしましたがけ崩れ対策事業に係る国庫補助金で、説明欄の災害関

連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金として総事業費の2分の1を計上するものでございます。

次のページをお願いします。

○加藤文化財課長

次に、3目教育費国庫補助金で237万9,000円を減額するものでございます。4節社会教育費補助金の397万3,000円の減額補正は歳出で御説明申し上げました国庫補助事業による市内遺跡発掘調査の事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額でございます。

○永沢生涯学習課長

5節文教施設災害復旧費補助金で159万4,000円の増額補正です。説明欄1、社会教育施設災害復旧費補助金は歳出で説明をいたしました各施設の災害復旧事業費の増額に合わせた増額でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4目衛生費国庫補助金2節災害廃棄物処理事業費補助金で82億2,003万5,000円を減額するものでございます。これは歳出で御説明申し上げましたとおり、災害廃棄物処理事業の各事業費の減額に伴うものでございます。なお、補助の充当率は85.5%となっております。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

次に、6目東日本大震災復興交付金で38億9,338万9,000円を追加補正するものです。説明欄1文部科学省所管事業で1億7,733万8,000円、説明欄2の国土交通省所管事業で37億1,605万1,000円です。

次のページをお開き願います。14款3項1目総務委託金で2,450万円の追加補正でございます。歳出で申し上げましたが、総務省から委託を受けた被災地復興モデル創出事業に充当するものであります。

○浦山健康課長

15款1項2目衛生費県負担金で、49万2,000円の補正でございますが、これは予防接種による健康被害の救済のために支出した経費にかかる県負担金で補助率は4分の3でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。2項2目1節社会福祉費補助金で180万円の増額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げましたように、応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金でございます。市内6カ所の応急仮設住宅の集会室等の光熱水費、敷地内街灯等の電気代に対する補助金でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

3目衛生費県補助金、3節地域環境保全特別基金事業費補助金で9億5,886万3,000円を増額するものでございます。災害廃棄物処理事業につきましては、当初より国で100%見ることとされておりましたが、補助スキームが固まり、国庫補助金で不足する分の一部を

地域環境保全特別基金事業補助金で賄うこととなったものでございます。なお、補助金の充当率は 12.4%となっております。

○菊田商工観光課長

次に、7 目労働費県補助金で 1,000 万円を減額補正するものでございます。これは、2 節緊急雇用創出事業補助金で先ほど生活環境課長から説明しました業務委託料の減額に伴うものでございます。

○阿部管財課長

17 款 1 項 2 目 1 節、震災復興寄附金で 718 万 7,000 円の増額でございます。これは、平成 23 年度一般会計補正予算第 8 号で計上した後にいただきました 1 月 4 日から 3 月 21 日までの震災復興寄附金 42 件の合計額でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1 億 8,438 万 1,000 円の減額補正をするものでございますが、各歳出予算の補正に伴いまして減額するものでございます。なお、本補正予算により歳入総額が歳出総額を超過することとなりますので、本来であれば説明欄の計上済み額 1 億 9,989 万円の全額を減額するところでございますが、平成 22 年度に収入のあった震災復興寄附金及びその運用益として 1,550 万 9,000 円を財政調整基金に仮置きしてございまして、これを 23 年度に取り崩して東日本大震災復興基金に積みかえをしておりましたので、最終的にこの 1,550 万 9,000 円が財政調整基金繰入金として計上されるよう減額補正をするものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成 23 年度末における残高は 25 億 7,695 万 4,000 円となる見込みでございます。

続いて 10 目東日本大震災復興基金繰入金で 305 万 1,000 円の増額補正をするものでございますが、説明欄記載の地区集会所整備補助事業及びごみ減量分別促進事業につきましては、それぞれ地区集会所復旧整備事業補助金、それとごみ集積所被災箇所復旧事業費補助金の平成 23 年度事業の確定に伴う基金繰入金の減額を行い、被災地復興モデル創出事業につきましては、基金繰入金を新たに充当するものでございます。これによりまして東日本大震災復興基金の平成 23 年度末における残高は 9 億 3,705 万 6,000 円となる見込みでございます。

続いて、11 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 450 万円の増額補正をするものでございますが、復興交付金事業のうち事前着手の承認を得ていた埋蔵文化財緊急調査事業につきましては、基金繰入金を充当するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成 23 年度末における残高は、38 億 8,888 万 9,000 円となる見込みでございます。

○阿部管財課長

20 款 5 項 3 目 7 節雑入で、1 億 570 万 3,000 円の増額でございます。管財課関係 1 の地震災害見舞金で 9,317 万円の増額でございます。これは、平成 23 年度一般会計補正

予算（第 8 号）で説明させていただきました社団法人全国市有物件災害共済会から被災自治体への財政支援策として交付されることとなった地震災害見舞金について多賀城市に交付されることとなった総額が、平成 24 年 2 月 27 日に 1 億 4,317 万円と決定したことから、1 月に交付された内払い金 5,000 万円との差額 9,317 万円を計上するものでございます。

○角田交通防災課長

次に、交通防災課関係で東日本大震災かもめーる助成金で 613 万 3,000 円の増額でございます。これは、先ほど歳出でも御説明いたしました、防災エリア配備職員の現地班詰め所が津波により被災し、備品等が使用不能となったことに伴い、その購入費用として郵便事業株式会社から助成されるものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係 1 の鉄くず等売払い料で 640 万円を計上するものでございます。これは、回収いたしました災害廃棄物を分別して得られた鉄くず、廃プラスチック、古紙などの売払い収入でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。21 款 1 項 3 目教育債で 7,290 万円の減額補正をするものでございます。3 節社会教育施設整備事業債の説明欄の 1、大代地区公民館施設整備事業債、4 節保健体育施設整備事業債の説明欄の 1、総合体育館施設整備事業債につきましては、計上済み額の全額を減額するものでございますが、これらの事業が災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業としての位置づけが可能であり、震災復興特別交付税の対象事業となり得るとの宮城県からの指摘がございましたので、それぞれを震災復興特別交付税に振りかえることとしたものでございます。

続いて、5 目災害復旧事業債で 16 億 9,390 万円の減額補正をするものでございます。1 節歳入欠陥等債の説明欄の 1、災害対策債の計上済み額の皆減、3 節公共土木施設災害復旧事業債の説明欄の 1、道路橋りょう災害復旧事業債の 5,000 万円の減、同じく公園等災害復旧事業債の計上済み額の皆減につきましては、震災復興特別交付税への振りかえが可能であることが明らかとなったため減額補正をするものでございます。なお、道路橋りょう災害復旧事業債の補正後の 4,500 万円につきましては、震災復興特別交付税の対象とならない台風 15 号に係る災害復旧事業に充当するものでございます。

次に、だたいま御説明申し上げました市債に係る補正の全体について説明をさせていただきますので、資料の 24 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございますが、この表は本補正予算において変更の生ずる節単位での市債の起債限度額並びに一番下の計の欄には本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしてございます。節単位での起債限度額につきましては、説明を省略させていただきました、市債全体の起債限度額について御説明申し上げます。

補正前の起債限度額の総額 44 億 4,630 万円に対し、17 億 6,680 万円を減額いたしま

して、補正後の起債限度額の総額を 26 億 7,950 万円とするものでございます。なお、今回起債限度額が変更となる市債の起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いをいたします。

● 歳入質疑

○根本委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。竹谷委員。

○竹谷委員

確認ですけれども、31 ページから国庫負担金の補正がなされております。当初と工事費の分を見ますと、当初の工事費と今度の補正の工事費の資本事業費が全部変わっております。これは査定をされた金額の結果をもとにして今回補助金、負担金の補正を計上したのか、その辺についてお伺いします。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

31 ページから 33 ページのほうにかけて学校関係、それから給食センターの負担金の計上がございますけれども、先ほど説明の中でもお話し申し上げましたが、補正前につきましては、災害査定が実際途中だったということがございまして 2 月いっぱいまで災害査定、各学校それから給食センター分が終了してございます。その関係で災害査定後の工事費をもとに今回負担金等の補正を行ったというものでございます。

○竹谷委員

教育委員会関係 35 ページもそうですけれども、それもそういう基本的な考えだというふうに受けとめてよろしいですか。

○永沢生涯学習課長

災害査定を実はまだ受けていない施設もございます。現段階での補助対象額で算出をさせていただいているということでございます。

○竹谷委員

35 ページについては、事業費はまだ確定していないと、しないけれども、今の状況であればこのぐらいの事業費しか国は認めてくれないだろうという予想で補助金なんかは計上し

たんですか。

○永沢生涯学習課長

災害査定終わっていないのが、総合体育館とプールでございます。今回山王地区公民館も補正をしておりますけれども、山王地区公民館については、災害査定が終わっていますからおむね災害査定の金額での計上ということでございます。総合体育館と市民プールについては今災害復旧の調査設計が進んでおりまして、現段階での考えられる金額を計上してそれに対する補助金を算出しているということでございます。

○竹谷委員

総合体育館は、約800万円ついておりますよね。ですから、当初見込んだよりもいわば修理箇所が多くなったという解釈でしょうか。

○永沢生涯学習課長

そのとおりでございます。

○根本委員長

ほかにございませんか。

○藤原委員

31ページの分担金423万3,000円なんですけれども、これは何軒の皆さんが負担することになるんですかね。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

4件でございます。

○根本委員長

質疑がないようでございますので、以上で歳入の質疑を終了いたします。

● 歳出質疑

○根本委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○竹谷委員

21、22、23ページ、繰越明許がありました。物品購入についてはわかるんですが、多くの工事費について目標のお話がありましたけれども、現在入札をして決定しているものは何件あるのか。これから入札しなければいけないのはどれだけあるのか。この特に工事関係は変更の災害復旧費の中に多く含まれておりますけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○永沢生涯学習課長

社会教育社会体育施設からでございますけれども、発注済みのものが文化センターと工事請負費で申し上げますと、文化センターと大代地区公民館は発注済みであります。それ以外はまだ未発注でございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

今回変更する部分で文教施設のうち小学校施設災害復旧事業を変更しておりますけれども、

学校関係につきましてはまだ発注はしてございません。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

農政関係ですが、2件とも未発注でございます。

○鈴木道路公園課長

まず道路公園課関係でございますが、8款2項の道路改良事業2,048万円でございますが、これにつきましては発注済みでございます。次に、11款4項の道路等災害復旧事業2億792万円でございますけれども、この件につきましては今回の補正でまず計上させていただきました1,700万円につきましては未発注ということになっております。あとまたそれ以外の部分につきましては、未発注となっているものが2月で補正をさせていただきました約9,000万円、これは笠神ののり面の工事でございますけれどもこれにつきましては未発注ということでございます。それ以外のものについては発注済みということでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

21ページの土木費8款4項の都市計画費の中のがけ崩れ対策事業ですが、これは未発注でございます。

○竹谷委員

相当未発注分がある、補正予算がきょう計上したということでありましてけれども、早急に発注を入札をかけてやはり明確にしっかりとしておかなければ、いろいろな材料とかいろいろな問題でなかなか入札ができない、不調に終わるという傾向があるやに聞いております。そういうことを考えれば、できるだけ早く積算ができているものについては、早急に入札をかけて工期を明らかにしておくことが大事ではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどのように考えて進めていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○根本委員長

1人ずつまた。。。。。

○竹谷委員

全体の問題。(「全体だよな」の声あり)

○阿部管財課長

入札の不調の件につきましては、多賀城市においては昨年度と比較しまして不調の件数は、昨年2月の時点で7件、今年度の2月の時点で8件、件数的には前年度とほぼ変わらない状況となっておりますが、資材の価格高騰や人件費、人材不足とか人件費の高騰等が反映され入札不調が多く出ていることから、委員のおっしゃるとおり早期発注というのは望ましいものと考えております。

○竹谷委員

ぜひ、環境がこのようになっておりますので、これから多賀城だけの復旧工事じゃございません。県の工事が出てくる、近隣の工事が出てくる、そうなりますと業者の一つの枠がありますので、思うように工事が進んでいかない。市民から見ればいつまで何をやっているんだ、

予算あるのにやれないのかという不満の声が出てきます。そういうことを思わせないためにも早く発注手続をして決めておくことが市民サービスに重要な役割じゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

それから、これは推進局長になると思いますが特出して 1 件だけお聞きいたします。城南小学校の改築問題、たしかプレハブ校舎はもうそろそろ期限になってくるという問題もあります。そういう関係で、今回 1 億 6,500 万円一応は計上しておりますけれども、この災害関係で資金が出なくても、城南小学校の増築は考えていかなければいけない、喫緊の課題ではないかと見ているんですけれども、その辺は復興推進局も含めてどのような考え方で進めようとしているのかお伺ひしたいと思います。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

城南小学校の増築関係につきましては、今委員お話しのとおりでございます、プレハブの校舎が 26 年度までの今借り上げの期間となっている状況でございます。今回震災の関係で城南地区への流入が多く、児童生徒数も増加したということで今回この復興交付金事業に上げさせていただきましても、先ほど推進局長のほうからもお話しありましてとおり、児童数の増加が一過性なのか、あるいはこれからも続くのかということで、その辺の資料等の整備をしながら引き続き復興交付金事業のほうには計上させていただきたいと思っております。あと、こちらの復興交付金事業の採択、不採択等また別になりますけれども、採択されない場合でも当然城南小学校のマンモス化というのは課題でございますので、そちらはまた別な形で検討は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

復興交付金でやっていこうとするにはそれなりの理由づけをしなければ復興ではないというふうになると思います。震災によってあの城南地区に多くの住民が集団移転をしたという実績があればある程度そういうものについても加味されるのではないかとこのように思いますけれども、とはいっても現在マンモス校になっている城南小学校のプレハブ校舎の解消はしなければいけないだろうと。そうすると早急に教育委員会としては、その分析をして予算の獲得のためには復興交付金を使うなり、それから学校建設のための文部省の予算を使うなり、早急にその計画をお示しすることが大事ではないかと思うんですけれども、城南小学校の増設計画についてはどの程度を目途にして検討しようとしているのか、その辺についてお伺ひしたいと思います。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

現在復興交付金事業のほうに関係資料とも整備をしてやっていきたいというふうに考えてございますけれども、こちらの採択、不採択の関係もございまして通常の学校建設の補助のほうで進めていかざるを得ない状況も一つ想定をしながら進めていきたいと思っております。また、現在のプレハブの使用期間が 26 年度末までということになってございますので、その前には増築等のめどが立つような形で今後進めてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

問題はというぐあいな構想でやっていくか、それが大事だと思うんです。城南小学校の基本的な体制づくりはどうしていくのか、校舎の体制づくりはどうしていくのか、それがあって計画が出てくると思うんです。そのことによって財政の裏づけを考えていかなきゃいけない。というぐあいにするか全然検討されていないんであればまぼろしになっちゃう。ですから、我々に対しても城南小学校はこういうような方向で将来検討していきながら財政措置をしていくんだという、やっぱり方向性をきちっと示してもらいたいと思います。ですから、きょうここで答弁できないかもしれませんが、少なくとも新年度に入って早々にそういうものをきちっと計画上つくて、それでどれだけの予算がかかるのか、その予算を今言っている復興交付金でやっていこうとするにはどうするのか。復興交付金はだめなんであれば、文部科学省に対して、学校建設の補助金申請をしていかなければいけない。そういう事業を早く立ち上げていかなければ全然実施にはほぼ遠くなるんじゃないかというふうに思いますので、そういう思いを持っている一人でございますので、ぜひ早急に検討していただいてその計画を明らかにしてほしいということをお願いをしておきたいと思います。

○根本委員長

あと質疑ございませんか。

○佐藤委員

すみません、45ページの仮設住宅管理運営事業のところは何います。もう新しい契約はお済みになったのでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

契約書の締結はまだでございます。ただいま契約に向けて書類等の作成をしております。

○佐藤委員

ぜひ、いろいろ予算委員会の中で出されたようなことも含めてさまざま詰めていかなければならない事項がいっぱいあるかと思うんですけれども、ある仮設のところでは、「もうやめることになりました」というあいさつをしている方がいらっしやったりしまして、人数を減らしていくという方針のようですので、それもあり得るのかなというふうに思うんですが、そのときにせっかくいろいろ面識もあり、お世話にもなったりということではさまざまなお思いがあるようです、住宅の方の中にね。そういう中で住民のコミュニティーを豊かに、残る時間豊かにしていくという点では、自治会のありようとそれから仮設住宅を管理運営する会社との調整というかタッグマッチというか、そのマッチングというかそういうところはうんと大事だというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに今図面がありますか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

仮設住宅の業務委託と申しますか、管理運営そのものにつきましては、今委員からお話ございましたように第1回定例会においてさまざま御審議いただきました。そういったものもひっくるめまして仕様書の見直しを行ったり、今お話にありましたように経費を圧縮すると言ったらちょっと語弊がありますが、いかに安価にできるかというふうなことも含め

まして、仮設住宅にそれぞれ置くのではなくて、東部と西部に拠点を置いて、そこから拠点でない仮設のほうに出張ってもらうような形でシステムを回せばジョブローテーションも回って4名減らすことが可能であると。そういうふうな説明をさせていただきました。その結果として人の入れかえが多少出てきたということで、これは残念な部分もございますけれども、会社の会社としての従業員に対するいろいろな評価ということもあるようでございます。それはそれとして、ただやはり私どもがこれまで申し上げておりましたのは、仮設の入居者の方とそれからスタッフの方の信頼関係というところを崩したくないということで、ずっといろいろ説明させていただきました。結果何名かの方が入れかえにはなるんでございますが、4月からは生活再建支援室という特化した組織ができますので、その職員には担当仮設を持たせて、これまで以上に受託事業者だけに任せるという形ではなくて都度に各仮設のほうに入っていくというような態勢を強化したいというふうに考えております。その中で多少人の入れかえがあったことで不安になっていらっしゃる方も入居者の中にはいらっしゃるかもしれませんが、そういったものを少しでも緩和していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○佐藤委員

自治会組織をつくって、そこを何とか助長させていくというか、そういうところを聞いたかったんですけども。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

災害救助費の財源組み替えの今御説明申し上げましたけれども、応急仮設住宅の共同施設の維持管理等の補助金の関係で、4月になりましたならば、早速各仮設のほうに職員が出張りまして、名称はいろいろあるようですけれどもいわゆる共同施設の維持管理協議会、というような名称になるかと思っておりますけれども、そういったものを各仮設のほうに設けたいというふうに思っております。したがって、現在自治会のような形で機能している仮設についてはそちらのほうをベースに考えさせていただいて、そこまでいっていない、いろんなサークルの代表者みたいな方がいらっしゃるような場合はそちらの方に働きかけてということで、この補助金をもらう関係の上という非常にお金のことかという話になりますが、その補助金との関係もございまして、4月になりましたら早々にそういった働きかけも各仮設のほうにする予定でございます。

○佐藤委員

どこの仮設住宅かはいいんですけども、住民の間でいろんな、1年もいるとこれから先のことやらいろいろ考えると、さまざまな摩擦が起きているところもあるようにお聞きをします。その解決の仕方によっては、いろんな表現の仕方あるんですけども、あるお宅からは旦那さんが夜奥さん帰ってくるのを待ち構えていて、いろんなこと日常の出来事わーっと言ってそして収拾つかなくなって、きのう朝私のところに電話来たりなんかしたりするんですけども、枝葉末節も含めてそういうような日常的な閉塞された、だんだん社会になってくるわけですよ。そういう中で画一的な、何ていうんですかね、運営を強いたり、ある

いはされたりすればそれはそれで住民の人たちがそれでなくても制約された中で暮らしているのに、いろんな思いが出てくるかというふうに思うんです。ですから、そういう意味では自治会を立ち上げるところは立ち上がりながら、自分たちで豊かな活動ができるというような手伝いをきちんとできる運営体制であつたらいいなというふうに思いますし、それから、例えば住民間同士のトラブルの解決の仕方も運営会社が入ってくるんじゃなくて役所が間に入って、中にいる人たちの間のトラブルは役所が中に入ってやるというようなことできちっと1本線をつけておかないと全部共立、例えば共立に流してやるとその共立の人たちはそういう点ではなれていないわけです。そうすると、「あんだ、あの人ああ言っていたけれども何とかなんないのすか」みたいな話が個別にいくみたいな。そうするともうとんでもないことになって、いらぬ摩擦が起きているというようなことも耳にいたします。ですからそういう点でこれからちょっと共立と詰めていく中で、住民間のトラブルは共立に任せないで、役所のところで福祉課のところで、きちんと対応するというのを一つ決めていただきたいんですけれども、それはどうでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

佐藤委員が今話されたことは、生活再建支援室発足した際はそのようにする予定でございます。したがって、先ほど申しましたように再建支援室の職員には、担当仮設を持たせる考えでありますので、その職員がそればかりやっているわけではございませんけれども、自分の持ち分の仮設のほうに時間があるたび、あるいは定期的に行き、もしくは共立のほうから連絡が来れば対応できる限り早急に行き、そういったところに入っていくというふうに考えてございます。

○佐藤委員

くれぐれも住民から役所に来たクレームに対して、そういう住民間のトラブルに限ってそれは共立に言ってくださいということがないようによろしく願いをしたいと思っております。

○昌浦委員

佐藤委員と同じところなんですけれどもね、まずもって説明で協議会というお話だったんですけれども、協議会というのは仮設の自治組織であるというふうに理解してよろしいんですね。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございます。

○昌浦委員

何か協議会が少なかったから、結成が少ないので自治体へということなんですけれども、本市は委託会社に発注しているというか、委託をしているんですけれども、よその自治体なんかはこの県の支出金はすべての仮設に協議会のあった自治体は、協議会へ県支出金が交付されているんでしょうかね。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この補助金の要綱は、ことしの2月7日から施行されております。先ほど御説明申し上げ

ましたけれどもその際にはそういった協議会のようなものを設置したところについては、設置した場合にそちらの協議会のほうに支出するというふうな仕組みになっておっただけですけれども、県のほうで県内をいろいろ調査した結果、自治会とかいうことでぽつぽつとそれぞれの各仮設でできてはいるものの総体的には数が少ないので 23 年度については、各市町村のほうに補助金を出すというような通知が 3 月 13 日だったと思いますけれどもこちらに来たということでございます。

○昌浦委員

ということはですよ、県はいわゆる協議会組織を各仮設住宅につくっていただくということを想定している。24 年度あたりからは各自治体の仮設にそれぞれ協議会がつくられるというふうに想定しているものと受けとめられるんですけども、私の解釈でよろしいでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

県自体がどの程度のスピードで各仮設にこの協議会なるものがつくられるかというのを想定しているのか正直わからないところはございますが、24 年度につきましては年額で補助金が出るような形で仕組みになっておりますので、一応そういうような想定はされているのかなというふうには思っております。

○昌浦委員

わかりました。24 年度は各仮設において協議会の設立というものも本市の一つの課題になってきているんだということがわかりました。ところで、いろいろ仮設からいろんな話を聞いているんですよ。佐藤委員と同じように。何か委託会社でスタッフで働いている方ね、8 人やめるそうです。その中で何ていうのかな、自己都合はお二人であとの 6 人は期間満了でと。何か 4 人ぐらい減らせば云々というふうにあったやに聞いておるんですけどもね。これ会社がそういうふうな形をとって期間満了に伴うということで、ある方は昨年 7 月 1 日から今年、きょうが 29 ですから 31 日までね、24 年の 3 月 31 日の雇用期間満了で今後は何だっけ、慰労金を出すからやめてくれと、3 月 22 日に言われているんですよ。それも各多賀城の 3 カ所のチーフ級が期間満了だからやめてくれと言われているんですよ。これ、先ほど佐藤委員もお話ししていたけれどもようやく約 1 年ぐらしかけて、5 月からですけどもね、顔がなじんでその仮設のいわば顔といわれて一生懸命仮設の住民の方と接してきた人たちを期間満了だからということで、やめていただいてあまつさえ新たにちょっと 4 人新規募集かけているんですよ。この仮設の委託会社は、新規募集すると国の制度で中小企業だと 90 万円、大企業だと 50 万円、1 人当たりもらえる制度になっているんですね。ですから減額になった分これで補てんするのかなと私の類推だけでもさ。そういうふうな形で一生懸命になって市の職員がアンケートとったでしょう、2 月に。それで共立メンテナンスがいいからということを含んに言っていたよね。8 人もやめるというのはどういうことなんですか。これは、市との説明とはまるきり違うような形になっているんだね、これ。そしてチーフ級がやめるんですよ。その後のチーフに想定される方は昨年末あたりに

入られた方といううわさも聞いています。これはうわさですからね。ですけれども、これはちょっと余りにも市のアンケートとは違うような形で仮設にお入りになっている方たちとお気持ちを寸断するような話のようにやっているんですよ。この辺は市当局はつかんでいらっしゃるってどういう思いでいられるのか御回答いただきたい。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいま昌浦委員のほうからお話があったことにつきましては、私どもも共立のほうから確認はいたしました。私どもとしましては、これまでの説明において入居者の方のアンケートの結果も踏まえてせっかく信頼関係が築かれた会社、あるいはスタッフの人たちがそっくりかわったりするようなことでは、その人たちの生活の安定といったものをくつがえすことになるのとそういった説明を申し上げております。したがって26人のうち8人の方が自己都合であったり、期間満了だったりいろいろ事情はあるでしょうけれども、3割近い方が入れかえになるということについては、残念なことであるなというふうには思っております。ただ、あくまでも受託会社の雇用関係のお話でございますので、こちらでだれそれさんとかはやめさせないでほしいみたいなようなことは言えませんので、これはやむを得ないのかなというところで思っております。先ほど佐藤委員のほうにもお話し申し上げましたけれども、生活再建支援室というのもできますので、これまで以上に私ども職員が入っていくことでその辺のカバーもできるのではないかというふうな認識でおります。

○昌浦委員

26人中8人ということは、いみじくもあなたが言ったように3割と。その3割の中で、いいですか、仮設の中で中核をなす人がその中に3人いるんですよ。何か聞けば民間企業の人事のことだから市においてはどうのこうのと言わんばかりのような御発言のようだけれども、それでいいのかと私は思うんです。いいですか、期間満了で雇いどめされる方はチーフ級であるということをよくよくこの場をかりて当局側に申し上げておきますよ。民間企業ですから、利潤を上げるということも当然の目標だと思えますけれども、それでいいのかということですよ、私が言いたいのは。しかしながら当然、民間の人事ですからここでとやか言うことでもないのかもしれないけれども、けれどもですよ、ここはよくお考えになっていただきたい。今後市がこの委託会社とおつき合いしていく中でよくよくそのことも念頭に置きながら市としての指導をやるとか、あるいはアドバイス等にそれを入れていただかないと、あなた方が2月中にお寒い中歩いたアンケートとは、それでそのアンケートに答えた仮設の人たちの思いというものが、違う方向に行きはせんかというのが憂うところです。

最後なんですけれども、先ほど私も聞こうと思ったんですけども、この委託会社との24年度の随意契約はまだ結んでいないという話で、きょうは3月29日でございます。ということは今議会で一生懸命やっというらっしゃる、職員がやっているからいいんでしょうけれども、役所がお仕事なさっているのはあした一日なんですけれども、契約可能なんですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

契約行為そのものといえますか、決済そのものが押したことにつきましては、これもいろいろ皆さんから御指摘がありました経費の削減であるとかというところの詰めを 27 日までいろいろやっておったということで、おくれてしまったという経緯がございます。今現在契約金額等についても一応合意を得たということもございますので、その内容で仕様書、契約書等々つけて決裁に今回している最中でございます、あした一日しかないといえれば確かにそのとおりでございますけれども、持ち回りでもなんでもやらせていただいて、市長までの決裁をとって契約締結にしたいというふうに考えてございます。

○松村委員

45 ページ、被災地復興モデル創出事業についてお伺いいたします。先ほどの御説明によりますと、緑の分権の事業を使いましてやるということだったと思います。それで、ハーブを栽培してあとジェラードとかいろんな製品に加工して今やるということと、6 次産業の今後多賀城市が目指そうとしている 6 次産業の事業の先達としてこの事業をやるということでの御説明だったと思いますが、まずこの業務委託ということなんですが、この委託する事業者について少し詳しいお話をお伺いしたいということと、あとハーブが主体で多分やるのかなと思うんですけども、生産というのは今政庁跡でやっていますよね。そこだけなのか、生産はどういうふうなところで考えているのか。あと、加工するところはどういうふうに考えているのか、6 次産業ですから。あと販路はどのような方向になって、販路、加工したものをどのように販路として企画しているのか、そういう計画も当然あると思うんですけどもその辺おわかりの範囲内でいいですのでお教えいただきたいと思います。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

お答えいたします。

今提案いただいている方が、株式会社ファミリアという会社でございます。こちらの会社はいろんな農業コンサルタントをしながら独自に農業に関するような事業を展開しているところで、この辺で言うと仙台のマルシェをやったり、あるいは今現在名取のほうでは食と農のレストランをつくらうということではいろんなことをやっていらっしゃる方でございます。この方につきましては、例の多賀城跡地でのハーブの栽培の主体者でもございまして、先ほどのまずハーブの生産についてはそちらで生産したものをこの方が今回加工をして販売をするという形で、生産と加工はまた別だということでの考え方になります。それと、加工の場所は今のところ復興パーク、いわゆるソニーの工場跡地であいているスペースをお借りしてそこで加工してきたいというふうに考えているようでございます。それから販路につきましては、まだ実際に始まったわけではないので、これからなんだろうけれども、今今の構想ではいわゆるインターネットを通じた形で都内への販売ですとか、あるいは都内のレストラン、ホテルにできたジェラードを届けていわゆるブランド化をして高めていきたいというような構想を持っていらっしゃるような方でございます。

○松村委員

それに対して今回約 4,000 万円近くの委託料として市が支援するという方向になるんです

けれども、多分これを一つの事業費として今これから来年度認められればこれに取りかかるとのことだと思えますけれども、今後多賀城市もこれからの産業をどう活性化するかということは、大変大きな課題でもありますので、そういった中こうして今後目指そうとしている 6 次産業の先達としてよそから来てこうしてやっていただくということは、大変今後やろうとしている人に対してすごい大きな道しるべになるのかなというふうに思えますので、ぜひ何とか成功する方向で市のほうでもアドバイスしていただきたいと思いますというふうに思えますので、よろしく願いいたします。あと、これが本当に多賀城のブランドとして今後末永く、一過性のものじゃなくして定着して多賀城のブランドとして全国に広まっていけばいいかなと思えますし、これが今後の多賀城のいろんな地場産業の一つの大きな目玉になればいいかなというふうに思えますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

あと、次もう 1 点なのですが、これは復興推進事業に入ると思うんですが、実は予算がちょっと今回っていないのでお伺いしたいんですが、今回の震災によって地盤沈下したり津波被害があった地域に、この前の 1 回目の定例会のときに盛り土の補助金についてお伺いしたと思うんですが、そのときに今検討中であるというようなお話だったと思うんです。そのとき。私今回補正で出てくるのかなというふうに思ったんですが、載っていないのでまだ検討中なんだとは思いますが、いつごろまで結論を出すつもりなのかお伺いしたいと思います。

○根本委員長

松村委員、これは 23 年度の補正なんです。市長が答弁したのは、23 年度じゃなく 24 年度制度設計を今しているということで、開始するとしたら 24 年度ですね。24 年度の補正でやってください。よろしく願いいたします。（「いいんじゃないの」の声あり）まあ、ではいいだろうという声もありますからどうぞ。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

以前も説明しましたとおり、一応今のところ対象区域と想定しているのが地盤沈下がどのくらいあるかということで、地盤沈下が非常に大きいところ、それによって今年の 9 月 22 日の台風 15 号でも浸水被害を受けたという部分を想定しながら、まず地盤沈下がどのくらい下がっているかということをつい最近測量いたしまして、今取りまとめを行っている最中でございます。地域的にどのくらいの下がりがあるかというのはまだ全部把握してございませんので、もう少し測量の成果を踏まえてどのくらいの地盤沈下したところを想定するかということも含めて制度設計していきたいと思えますので、できるだけ 4 月中には何とかめどをつけたいなというふうに考えてございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○松村委員

心待ちに待っている地域の方々はやはりこれからの生活設計をどうしたらいいかということで、大変これは補助なるかならないかということで、皆さん大変心配して心待ちにしてお

りますので、なるべく早目に結論を出していただいて、明確な補助内容を提示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○根本委員長

あと質疑の方、何人いらっしゃいますか。

○江口委員

1点だけお伺いします。

53ページですが、被災家屋解体事業についてちょっと先ほどの説明では公費解体が1,181件、それから自費解体が190件ということでお聞きしたんですが、この自費解体というのが少し理解しにくいんですね。例えば申請手続きがおくれたのか、あるいは自己都合なのか、あるいは公費解体の物件に当たらなかったのか、そこら辺が要するに不公平感があるのか、ないのか、そこをお聞きしたいと思ったものですからよろしくお願いいたします。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

自費解体分の190件と申し上げましたのは、昨年公費解体を5月の連休明けから始めたわけですが、解体をそれ以前になされた方、要するに市のほうで公費解体が正式に決まらない中で危険な建物を維持しておくということが難しくて解体せざるを得なかった方がいらっしゃるわけです。それらの方々に対しては自分で解体をされたわけですが、その費用について市が負担をするということで、解体をされた業者と市が直接契約を結び直して自費解体された方に業者からお金をお返しするというような形で受けておるもので、公費解体をされた方と基本的に同じように取り扱うための措置でございました。そういう方が190件ということでございます。

○根本委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第39号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、4時50分といたします。

午後4時42分 休憩

午後 4 時 50 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

● 議案第 42 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）

○根本委員長

次に、議案第 42 号平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。関係課長等から順次説明を求めます。

○片山地域コミュニティ課長

歳出から説明をいたします。

93 ページをお開きください。

まず、2 款 1 項 1 目一般管理費ですが、説明欄記載の住民自治基盤形成グループと事業、ここにつきましては、先日御承認をいただきましたが、東日本大震災復興交付金事業に採択されたことから財源の組み替えを行うものでございます。

○阿部管財課長

6 目財産管理費で 1 億 7,220 万円の増額でございます。説明欄 1、地域環境保全対策事業でございますが、これは地域環境保全特別基金事業補助金を活用した事業として大代地区公民館、山王地区公民館及び総合体育館で使用する電力量及び二酸化炭素の排出量を削減するため各施設の屋上に太陽光発電設備を設置するものでございます。工事の概要といたしましては、大代地区公民館に 5.4 キロワット、山王地区公民館 16.7 キロワット、総合体育館に 46 キロワット、合計 68.1 キロワットの太陽光発電装置の設置を予定しております。これにより年間約 30 トンの二酸化炭素の排出削減が図られる予定でございます。内訳といたしましては、事務用品として 15 万円、図面等の印刷製本費として 15 万円、工事請負費として 1 億 7,192 万円でございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

次に、12 目震災復興推進費で 5,780 万円を増額補正をするものであります。これは、13 節委託料で復興まちづくり調査検討業務委託料であります。策定した多賀城市震災復興計画に掲げるまちづくりを具現化するために、各種事案の基礎調査とまちづくりを検証するための津波シミュレーション等を行うものでございます。平成 23 年度は国土交通省が直轄事業として委託して本市の復興計画策定に支援いただきましたが、24 年度以降は各自治体での予算措置となりました。なお、財源は 4 分の 3 が復興交付金、4 分の 1 が震災復興交付税を充当しております。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて 19 目、東日本大震災復興交付金事業基金費で 267 万 6,000 円の追加補正をするものでございます。説明欄の 1 になります。基金積立利子で 267 万 6,000 円の追加補正をするものでございますが、これは基金の運用益を積立金として計上するものでございます。なお当該運用益の額につきましては、平成 24 年度当初予算における既存の基金の運用益の算出方法と同様に現在各金融機関に預け入れをしている預金金利の平均値を用いて算出したものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で 4,500 万円の減額補正でございます。これは、平成 24 年度当初予算審議の際に、竹谷委員からの御指摘を受け、補助金ではなく委託料としての計上が正しいとのことから、直近の議会において補正させていただきたい旨申し上げた経費でございます。生活再建支援室に係る社会福祉協議会復興支えあいセンター補助事業分全額を減額するものでございます。

次に、4 項 1 目災害救助費で 4,500 万円の増額補正でございますが、ただいま 1 目社会福祉総務費で減額した経費を 13 節委託料に復興支え合い事業として改めて計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

復興支えあい業務委託料 3,971 万円は、地域における被災者への支援体制を構築する地域支え合い構築事業及び被災者のニーズ把握や孤立防止の支援事業を実施するものでございます。

次の被災者現況調査業務委託料 529 万円でございますが、住宅が半壊以上の被災者に対して郵送による現況調査を実施するもので、約 5,400 件を見込んでおります。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4 款 2 項 1 目清掃総務費で 442 万 3,000 円の増額をするものでございます。これは、このたびの 23 年度で実施いたしましたごみ減量分別促進事業で、津波で被害を受けたごみ集積所の復旧費を全額補助してまいりましたが、23 年度で実施できなかった栄地区や宮内地区などの分として実施するものでございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

続いて 3 項 1 目上水道施設費で 354 万円の追加補正をするものでございます。説明欄の 1、上水道施設災害復旧事業費補助金で 354 万円の追加補正をするものでございますが、これは平成 24 年度発注に係る上水道施設災害復旧事業並びに平成 23 年度予算から平成 24 年度予算へ財源の充当を変更した上水道施設災害復旧事業に対する補助金を計上するものでございます。なお、当該補助金の財源につきましてはその全額について震災復興特別交付税が充当されることとなるものでございます。

○菊田商工観光課長

次に、7 款 1 項 2 目商工振興費で 82 万 8,000 円の増額補正をするものです。13 節委託料、説明欄の中で仮設店舗対応事業で現在建設しております仮設店舗等の配置を表示する

案内板や街灯を設置するための整備業務委託でございます。これは中小企業基盤整備機構から仮設店舗等設置事業に対して助成があることから、入居事業者の利便を図るためするものです。

○道路公園課長

次のページをお願いします。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費で 1 億 1,436 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、内水排除困難地域側溝整備事業 4,925 万円でございます。主なものは 13 節設計業務委託料 500 万円と 15 節側溝整備工事 4,400 万円でございます。設計については宮内地区の地盤沈下等の現況測量及び詳細設計でございます。また側溝整備工事につきましては、工場街路 1 号線で延長約 500 メーターを予定しております。次に、説明欄 2、都市計画道路笠神八幡線道路整備事業 6,300 万円でございます。延長約 1.4 キロの測量及び設計業務委託でございます。次に、説明欄 3 復興建設課総務事務で 211 万 9,000 円でございます。これは緊急雇用による非常勤 1 人分の経費でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 3,616 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄、都市計画関係ですが、1 の都市計画復興基図作成事業で 3,500 万円の計上でございます。これは、復興交付金事業の都市防災推進関連調査事業の一環として実施するもので、国土地理院で測量設置しました基準点等を踏まえ、市内全域を網羅するため測量及び基準点等の設置をするものでございます。これらのデータに基づき、平成 22 年度に 2 市 3 町により作成した都市計画図の修正を行うものでございます。

次に、2 の建設部公用車管理事業で 116 万 5,000 円の増額でございます。主なものは 14 節使用料及び賃借料の 110 万 3,000 円ですが、これは自治法派遣職員が建設部に配属されるため、新たに 3 台の公用車をリースするための費用でございます。

次に、3 の総合治水対策事業ですが、これは復興交付金事業の採択を受けたことによる財源組み替えでございます。

ここで恐れ入りますが、80 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為の補正でございます。まず追加の表の二つ目、災害公営住宅整備事業ですが、期間を平成 25 年度までとし、限度額を 36 億 7,660 万円とする債務負担を設定するものでございます。これは、桜木 2 丁目の仮称第 7 小学校用地に災害公営住宅を約 140 戸建設するよう都市再生機構に要請し、完成後に設計費用、建設費用を一括して買い取りするための費用でございます。

次に、変更の表の自動車借上料でございますが、期間を変更前と同様の平成 25 年度から 29 年度までとし、限度額を 540 万 3,000 円増額し 1,993 万 8,000 円とする債務負担を設定するものでございます。これは、先ほど説明いたしましたように、自治法派遣職員建設部全体では 30 名でございますが、このうち下水が 13 名、その他の 4 課に 17 名ということでございますが、その関係上新たに 3 台の公用車をリースするための費用ござい

ます。

97 ページにお戻りください。

○鈴木道路公園課長

2 目街路事業費 1 億 3,000 万円の増額補正でございます。説明欄 1、都市計画道路、清水沢多賀城線道路整備事業でございます。延長約 1.2 キロメートルの測量及び設計業務委託でございます。

次に、3 目公園費 1 億 5,910 万円の増額補正でございます。説明欄 1、八幡通り防災公園整備事業 1 億 3,575 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

主なものでございますが、13 節設計業務委託料 1,450 万円でございます。これは、1.5 ヘクタールの測量及び設計業務委託料でございます。

次に、15 節八幡通り防災公園整備工事 1 億 2,100 万円でございます。これは約 1 ヘクタールの盛り土を予定しております。説明欄 2、防災緑地整備事業 2,335 万円でございます。これは、2.3 ヘクタールの測量及び設計業務委託でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、5 目下水道事業特別会計繰出金ですが、2,054 万 9,000 円増額するものでございます。詳細は下水道特別会計で説明いたします。

○角田交通防災課長

次に、9 款 1 項 2 目消防施設費で 700 万円の追加補正でございます。これは説明欄 1 の消防水利維持管理事業で 15 節工事請負費は南宮地内既設防火水槽撤去工事で、防火水槽を埋設している土地が宅地開発の計画に伴い、地権者から早急に撤去を求められたための工事費用でございます。

次に、3 目災害対策費で 4,752 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の防災行政無線(移動系)デジタル化整備事業 4,730 万円につきましては、15 節工事請負費で防災行政無線(移動系)の統制局整備事業及びその他関連事業に係る経費でございます。2 の津波ハザードマップ作成事業 22 万 5,000 円につきましては、13 節委託料で震災復興交付金の金額確定による増額でございます。

○永沢生涯学習課長

10 款 4 項 3 目公民館費で 200 万円の増額補正です。説明欄 1 大代地区公民館別館解体撤去整地事業、15 節工事請負費は津波で全壊した別館和室を解体撤去し、跡地を整地するための増額でございます。

次のページをお願いいたします。

○加藤文化財課長

9 目埋蔵文化財調査センター費で 2 億 3,028 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の埋蔵文化財緊急調査事業(復興交付金)で 2 億 2,778 万 5,000 円の増額補正でございます。これは震災復旧に伴う発掘調査 136 件、合計約 1 万 2,600 平方メートルに対

する調査費用でございます。7 節賃金の発掘作業員等の賃金、14 節飼料用及び賃借料の機械借上料などが主なものでございます。2 の埋蔵文化財調査センター体験館改修事業で、250 万円の増額補正でございます。これは、震災復旧に伴う発掘調査による出土遺物の増加に対応するため、埋蔵文化財調査センター体験館の遺物収納棚増設等の設計業務委託料でございます。

ここで、恐れ入りますが本資料の 80 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表債務負担行為で 1 番上の業務支援システム借上料を追加するものでございます。これは、ただいま御説明いたしました震災復旧に伴う発掘調査が数年間継続し、相当量の調査データの記録保存が見込まれることから保管用のパソコン等を借り上げるもので、平成 25 年度から平成 29 年度までの期間で限度額を 350 万 8,000 円とするものでございます。

101 ページ、102 ページにお戻り願います。

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 78 億 4,559 万 8,000 円を増額するものでございます。これは 1 月末に行われました災害査定で、24 年度事業費が固まりましたことから、このたびの計上となったものでございます。まず、説明欄生活環境課関係の 1、災害廃棄物処理事業で 77 億 4,549 万 8,000 円を増額の主なものでございますが、11 節需用費 155 万 5,000 円を増額ですが、光熱水費として 120 万円を計上しております。これは北日本自動車学校跡地の 1 次仮置き場において、粉じん及び火災防止のため散水等を行うための水道料でございます。13 節委託料で 77 億 386 万 7,000 円を増額ですが、まず災害廃棄物回収業務委託料の 1 億 5,000 万円の減額は、事業内容が 24 年度は一次仮置き場の管理業務が中心となるため、その二つ下に記載されております災害廃棄物仮置き場管理業務委託料 6 億円に統合して計上することにしたことによるものでございます。被災車両一時保管場所運搬業務委託料の 882 万円の増額は、現在被災者車両の一時保管場所として桜木グラウンド、ポリテクセンター、大代緩衝緑地を利用しておりますが、今後一時保管場所の整理、移設等に対応するため、被災車両の運搬費用として計上するものでございます。被災車両（私有地分）一時保管場所警備業務委託料の 787 万 5,000 円を増額は、3 カ所の被災車両の一時保管場所の 24 時間警備のための委託料でございます。

災害廃棄物処理業務委託料の 72 億 3,707 万 2,000 円を増額等の内訳ですが、中間処理業務委託で 41 億 5,398 万 7,000 円、それから不燃物などの災害廃棄物の最終処分及びリサイクル処分業務の委託料で 18 億 8,737 万 5,000 円、それから災害廃棄物の処分場や仮置き場への運搬業務委託で 11 億 7,600 万円、それから災害廃棄物の分析調査委託で 1,970 万 9,000 円などの内訳となっております。なお、中間処理業務につきましては、12 月までの管理を目指しております。

次のページお開きください。

14 節使用料及び賃借料で、3,995 万 6,000 円を増額は、北日本自動車学校跡地ほか災害廃棄物仮置き場の借地料でございます。

2 の被災家屋解体事業で 1 億 10 万円の増額を行うものでございますが、主なものは 13

節委託料の被災家屋解体業務委託料 1 億円で、これは病院や福祉施設などで特別な事情があり、23 年度中に解体ができなかった RC 構造の被災した建築物 3 棟分の解体業務委託料でございます。

○鈴木道路公園課長

次に、11 款 2 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 5,000 万円の増額補正でございます。説明欄 1、道路等災害復旧事業、15 節災害復旧工事 5,000 万円でございます。これは 60 万円未満の災害復旧補助に該当しない 28 路線 64 力所、舗装面積が約 8,000 平米の舗装復旧工事でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、歳入の説明をさせていただきます。資料の 85 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税で 17 億 416 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄の 1、震災復興特別交付税で 17 億 416 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。これは、震災復興特別交付税の取り扱いに異議があり、市債を充当しておりました災害廃棄物処理事業が、平成 23 年度においてはこの震災復興特別交付税の対象とされたことを受けまして平成 24 年度も同様の取り扱いになると見込んで組み替えるということとしたものでございます。さらに、復興交付金事業の予算計上に伴い、それぞれの事業の地方負担額に相当する部分について震災復興特別交付税を充当することによる増額補正をするものでございます。

○佐藤市民経済部次長（兼）生活環境課長

申しわけございません。14 款 2 項 4 目衛生費国庫補助金 2 節災害等廃棄物処理事業費補助金で 66 億 6,935 万 3,000 円を増額するものでございます。これは、歳出で御説明申し上げましたとおり、災害廃棄物処理事業の各事業費の増額に伴うもので緊急雇用創出事業補助を活用する事業費を除いた災害廃棄物処理事業の総事業費の 85 パーセントの補助額を見ております。

次に、15 款 2 項 3 目衛生費県補助金、5 節地域環境保全特別基金事業補助金で 1 億 5,883 万円を増額するものでございます。これは、歳出で御説明申し上げました管財課所管の太陽光発電設備設置工事に対する補助金で、補助率は補助対象事業の 10 分の 10 でございます。

○菊田商工観光課長

次、87 ページをお開きください。15 款 2 項 7 目労働費県補助金で 211 万 9,000 円の増額補正をするものです。これは、歳出で御説明申し上げました 1 節緊急雇用創出事業補助金で復興建設課において非常勤職員を 1 名雇用するためのものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 267 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄の 1、東日本大震災復興交付金事業基金利子で 267 万 6,000 円の追加補正

をするものでございますが、同基金の運用の際に生じる見込みの利子で、他の既存の基金と同様に現在各金融機関に預け入れをしている預金金利の平均値を用いて算出した額を計上するものでございます。

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金で、2,516万5,000円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして増額するものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成24年度末における残高は9億2,380万7,000円となる見込みでございます。

続いて、8目東日本大震災復興基金繰入金で、2,635万2,000円の減額補正をするものでございます。説明欄のごみ減量分別促進事業につきましては、平成23年度に引き続き行うごみ集積所被災箇所復旧事業費補助金の財源として繰入金を充当するものでございますが、総合治水対策事業、津波ハザードマップ作成事業につきましては、復興交付金事業として採択されましたことから、復興交付金及び震災復興特別交付税を財源充当することとし、当該基金繰入金を減額することとしたものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成24年度末における残高は、7億32万1,000円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。9目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で、6億1,359万円の増額補正をするものでございます。復興交付金事業として採択された事業のうち、説明欄に記載の事業について当該基金繰入金を充当するものでございます。また、後に御審議賜りますが、平成24年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）におきましても、復興交付金事業の財源として充当するため、東日本大震災復興交付金事業基金から5,827万5,000円を繰り入れることとしております。これによりまして、東日本大震災復興基金事業基金の平成24年度末における残高は32億1,970万円となる見込みでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に20款5項3目雑入、7節雑入で82万9,000円を増額するものでございます。説明欄、生活課環境課関係1の鉄くず等売払い料で、1,000円を計上するものでございますが、これは、回収した災害廃棄物を分別して得られた鉄くず及び市が一時保管しております被災車両のうち、所有者の処分意思が確認できない車両について、災害対策基本法第64条第2項の規定により、工事してから6カ月を経過して所有権が本市に移転した車両の売払い収入で科目設定をするものでございます。

○菊田商工観光課長

同じく7節商工観光課分として、82万8,000円の増額補正をするものです。これは歳出でも御説明しましたが、仮設店舗等の配置を表示する案内看板や街灯設置に中小企業基盤整備機構よりその費用が負担されるものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。21款1項4目災害復旧事業債で2億6,630万円の減

額補正をするものでございます。1 節歳入欠陥等債の説明欄の 1、災害対策債の計上済み額の全額を減額するものでございます。これは、災害廃棄物処理事業の地方負担額分に充当していた災害対策債について、平成 23 年度において災害復興特別交付税への振りかえが可能であることが明らかとなったことを受けまして平成 24 年度においても同様の取り扱いになるものと見込んで補正をするものでございます。

次に、ただいま御説明申し上げました市債に関する補正の全体について説明をさせていただきますので、資料の 81 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございしますが、この表は本補正予算において変更の生ずる施設単位での市債の起債限度額並びに一番下の計の欄には本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。節単位での記載の限度額につきましては、説明を省略させていただき、市債全体の起債限度額について御説明申し上げます。

補正前の起債限度額の総額 23 億 3,900 万円に対し、2 億 6,630 万円を減額いたしまして補正後の起債限度額の総額を 20 億 7,270 万円とするものでございます。なお、今回被災限度額が変更となる市債の起債の方法、利率償還のほうにつきましては、補正前と同じでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきますが、なお資料 2 の 20 ページから 24 ページにかけて本補正予算を反映させた平成 24 年度の復旧・復興分として区分した事業の一覧を掲載させていただいております。御参照いただきたいと思います。

○根本委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

初めに歳入の質疑を行います。ございませんね。

以上で歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑を行います。佐藤委員。

○佐藤委員

100 ページの大代公民館の別館解体整地事業なんですが、すっかりなくなっちゃったんだよね。あの跡はどういうふうにするというのは地元の意向なんでしょうか。

○永沢生涯学習課長

この工事では更地にするだけでございますけれども、先般大代地区コミュニティ推進協議会の方々からいただいた要望では、協議会の倉庫が何か津波で流されたそうなので、あそこに建てたいというお話はちょうだいしております。

○佐藤委員

建てたいということは幾ら市でも積極的に手伝ってやらなきゃなんないというところもあるかと思えますけれども、皆さんの意向をぜひ大切にして使い勝手のいいものにしていただきたいと思います。

次、80 ページです。公営住宅整備事業なんですが債務負担行為のところ。仮設住宅やら

借上げ仮設のところに入っている人たちの関心は、2年後にもう行っているわけですよ。私たちは家建てられる資力のないというような方々は災害復興住宅にぜひ入りたいと、そういう思いが日に日に募るわけなんですけれども、桜木のソニーのグラウンド跡地に建つというのはほぼ決定なのかなというふうに思うんですが、そこでも140戸ですよ。残りの入りたい人たちとそれから今から建てるよというあたりで、そろそろ見通しをきちんと示してあげることが、その人たちの気持ちを安定させるというか将来に見通しを立てさせという点で、うんと大事な仕事かなというふうに思うんです。塩竈とかでは戸数が少ないから身軽に腰軽くできるというようなこともありますけれども、そろそろ手をつけるということと報道なんかされている中で、多賀城の遅さというかそういうところをちょこちょこ指摘されたりするんですけれども、そういう面では今時点でいかなものでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

今回債務負担で設定させていただいたのは、御案内のとおり桜木地区の第7小予定地でございます。これについて約140戸ということで、今のところ計画してございますが、これを25年度中に何とか入居できるようにということで期間を25年度までということにしておりますが、今年度すぐ早速設計等に取りかかった上で、なるべく早いうちに着工して25年度中には提供できるようにしたいというふうに思っています。当初予定では320戸余りの災害公営住宅をつくるということで計画してございますが、残りの分についてはまず1点については宮内の地区内に計画したいというふうに考えてございますが、これについてはまだまちづくりの手法がまだ決定してございません。先日も意見交換会、勉強会を行いました。またどういうまちづくりをしていくか、あるいは区画整理でやるのかという部分についても勉強しながら進めていくということで、その関係で公営住宅の設置も含めた検討をしていかなきゃならないということで、これはなかなか早急に決めるということが難しいという状況でございます。

もう1個は、やはり桜木地区と同規模ぐらいの災害公営住宅をできるような用地を今交渉中ではございまして、これについてはまだ相手の返事がございませんので、何とかそれを合意を受ければ、桜木と同様の規模で建てられるかなというふうには思っていますが、ただ何せ最終的な入居の意思がどの程度になるかということがまず大事でございますので、並行してその辺も随時入居の確定をしていきたいなと思っておりますので、とりあえずは25年度までには140戸を建てるという方向だけは決めたということでございますので、なるべく早急にさらに次の公営住宅の計画を進めていきたいなというふうに考えてございます。

○佐藤委員

全力を挙げて、宮内はちょっと時間かかりそうな気もするんですけれども、もう一つの候補地のところをそれなりにまとめていただいて今2年後の住宅に不安を抱いている人たちに安心して、とにかく望む人は全部入れますよという情報をぜひ発信していただきたいんです。そうすると本当に安心した気持ちで将来設計も立てられるかというふうに思うんですけれども、市長どうですか。

○菊地市長

佐藤委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。幾らでも入りたい人はどんどん入れるということで、そういう方針で頑張っていきたいと。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほど、全体の戸数訂正させていただきます。災害査定上は361戸ということになってございます。

○根本委員長

よろしいですか。

○昌浦委員

歳出のほうで、初めは94ページの太陽光の関係とそれからあとは102ページの一般災害復旧費のほうです。ここでは二つ質問させていただきますので。

まずは、太陽光のほうなんですが大代と山王は大した、大したと言ったら悪いんですけどもそんなに発電量というかないんですけども、特筆すべきは総合体育館の46キロワット、これかなり結構な数字なんですよ。総合体育館のすべてを賄うまでもないけれども、ほとんどの電力はカバーできるのかどうか。

○阿部管財課長

総合体育館につきましては、46キロと先ほどお話しさせていただきましたが、全体の施設の容量からしまして削減率としましては11パーセントぐらいにしかならないと想定しております。あと、大代地区公民館、山王地区公民館につきましては建物の上部にパネル等を設置するわけなんですが、建物の構造上パネルが載る範囲、あと荷重的にシートタイプじゃなければ設置できないような制限があるためにそれぞれの容量が異なるというものでございます。

○昌浦委員

総合体育館なんですけれども、結構載せられる面積あるように思うんですよ。46というのはね、もう少し頑張れないのかなと思うんですけどもどうなんですか。

○阿部管財課長

総合体育館につきましては、発電量大きいものは今現在庁舎の屋上につけているパネルタイプのものなんですけど、あくまでもそれは構造的に堅固なところじゃないと設置できないわけなんです。それで総合体育館の構造は事務棟は鉄筋コンクリートになっていますが、大体育室と小体育室は鉄骨造のためにパネルではなく、シートタイプのものしか設置できないと、そのような制限から今回の容量となっておりますのでございます。

○昌浦委員

わかりました。じゃあ102ページのほうにいきまして、被災車両で市有地分、一時保管場所警備業務委託料、これ24時間警備ということなんですけれども、なぜ24時間警備なのか。ちょっと説明あったかな。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

被災車両の一時保管場所につきましては、例えばガソリンが入っている車であるとかいろいろ危険、オイルとか若干漏れているのもございまして、あと中にはまだ車両の中にいろいろなものが私物とか入っているものもございまして、24時間警備でないと持っていく人やいたずらする方がいらっしゃるものですからこういう形で対応させていただいております。

○昌浦委員

わかりました。それで、私結構多賀城市内歩いていると、去年の3月の時点に戻っていただきたいんですけども、自宅に流れ着いた車を自主的にもう頼んじゃって、レッカー移動なんかさせた人がいるんですよ。その人の支払った費用というのが補てんされないと、えらい嘆かれたんですよ。どこでやったらいいのかな、23年度の補正でやるべきなのかと言ったんだけど、ちょっとある程度骨格が23年度決まったので24年度に先ほど23年度の予算のほうで自主解体のほうの190件助成というか、お支払いしているということになると、件数は少ないまでもちょっと片手落ちなんじゃないのかと。えらいおしかりをいただきながら何とかなんないのかみたいなこと言われたものですから、その辺どうなんですかね。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今委員のおっしゃられたとおり、すべてのものをできることだったら公費で見たいというものはございましたけれども、家屋等については倒壊するおそれがあるということで、国費対象ということで見られておまして、当初昨年4月段階では我々のほうでも国が災害瓦れき等については100%国費で見るといような話があって期待を寄せておまして、その中で市からの広報の中でも、例えば車等の回収についても対象になるかもしれませんが、領収証等とっておいてくださいというようなお知らせ等もしたわけですが、その後結局はそちらのほう为国費で見るといような通知は何もございませんで、家屋のみということになってしまったわけでございます。今回の震災で各個人の御家庭に入ったものについては車だけじゃなくて例えば瓦れきとか、いろいろなものが入っている中で、本来すべてのものを見られればいいんですけどもそのような事情で特に危険なものということで、家屋の解体が認められたという事情がございます。以上でございます。

○昌浦委員

広報のタイトル名ちょっと不確かなんですけども、頑張ろうだかつながろうとかいう、3号誌でたしかその広報をやっているんですよ。記憶では。それで、結局車2台3台と自分の家の玄関先にごーんと流れて、入られないというんですよ、撤去しない限りは。いろいろなものを2階にとりに行くにしても何にしても、とにかくそこに道をふさいでいる車をよけないことには先に進まないということで自主的に自分で撤去しちゃったというのが実情なんであって、これね、何かしら、その方は自主的に自分で写真を撮っているし、費用の領収書等も家にちゃんと保管しているということなので、少し何か救済の策というものも内部内で検討はしていただければと思うんですよ、多賀城市独自に、どのくらいの費用まで、いや結構ですよ、上限値だけ決めてもいいですから、上限値というかこれまでという限度額

ね、決めてもらっても結構だから少しその辺も御検討していただきたいと思います。何でかんで国の補助金どうのこうのじゃなくて、結局いろんなことでその方の家あたりはともかく撤去しなきゃ入れないと。その後は自主的にその家にずっといたということで大分不満をお持ちの方、そういう方多分1件、2件じゃないと思うんですよ。よろしければその辺も御検討に入れていただきたいということで、しかるべき人にその辺御回答いただきたいんですが、よろしく願います。部長じゃなくてさ。もっと上のしかるべき人さ。まあいいや、じゃあ部長でいいですよ。

○伊藤市民経済部長

被災車両、私、うちの自宅の庭、あるいはうちの中まで入ってなかなか再建がままならなかったというようなことは今昌浦委員御指摘、お話になったそういった電話もちょうど去年の今ごろ、4月、5月もう連日のように被災車両についてのみならず、瓦れきの処理についてもありますけれども相当ございましたのは、承知をいたしております。ただいまの被災車両の自治撤去につきましては確かに我々もいわゆる国の補助の制度がちょっと不確定な部分ありまして、誤解を招くようなアナウンスしたことも事実かということで、その辺については反省しておるわけでございますが、我々は被災車両の自費撤去について、相当やはり内部でも議論いたしました。本当に夜10時、11時までみんなで議論しまして、それで制度設計何とかならないかと、あるいは今回の県内、岩手とも含めて津波浸水で、被災を受けたところの状況等も参考にすべきいっぱい情報も収集しましたし、環境省にも問い合わせをいたしました。結果的には、助成はちょっと難しいというようなことになりました。と言いますのは、ただいま次長のほうもお話し申し上げたかと思いますが、家屋あるいはブロック塀、擁壁については形として流されても基礎が残っていたり、土台が残っていたりということとわかるんですが、被災車両についてはどうしても動きますので、果たして今のいろんなパソコンとか写真とかが発達しておりまして、こういう方は本当にいないかとは思いますが、中にはやはり合成したりそういったこと、悪用される方々が相当危惧されたというようなことで、やはりその辺で踏み切れなかったと。阪神淡路の例でも、あの折もやはりそういった写真を合成して補助を受けたというような、あのときは津波でありませんでしたので、家屋の建物ほかのところの場所を撮って公費解体したように繕った、そういった悪い方々も相当いたというようなことで、関西のほうでは。ですから、結果的に踏み切れなかったというのは事実でございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○昌浦委員

わかりました。合成。得心しました。でも、やっぱり何かしらそういう悪いことをする人が出てきちゃうんではまずいんですけども。いずれまたこういう機会がないにこしたことはないんですけども、やはりその辺あたりも何かしら想定していただきたいというか、制度設計の中に入れておいていただいて職員を派遣してそこでみんな現認ものだけ認めるとか、そういう形も考えの中に入れてほしいと要望して終わります。

○金野委員

1点だけ確認します。98ページの都市計画道路笠神八幡線道路整備計画で、設計業務委託料で6,300万円、この都市計にはかなりの市民が待ち遠しいと思うんですけども、ネックなところは砂押川とそれから産業道路にぶつかるところ、そして笠神2丁目の住宅地、その辺をどの辺にどう持っていくのか確認したいと思います。

○鈴木道路公園課長

まず、笠神八幡線の部分ですが実際県道の、これから設計をしないと何とも言えない部分があるんですけども、河川の部分と県道の部分については多分橋りょうになっていくんだらうというふうに考えております。あとは、町道の部分、県道との交差部分なんですがこの部分につきまして、現在の都市計画決定上はトンネル内に交差をするというふうな状況になっております。その関係でどうしても交差点をトンネル内につくるということについては、警察との協議ではまず許可がおりないであろうと。要はトンネル内に信号機をつけるというのはまかりならんというふうなことになるかというふうに想定をしております。その関係上、その部分につきましては、若干東側のほう、多賀城高校側にルートを見直しをして道路を築造していかなければならないというふうに考えております。

○金野委員

今説明のとおり、宅地造成やっているところだと思うんですよ。それに基づいてかなり交通量がふえると思うんですよ。そのときの右側通るとすれば宅地造成になっている住民、今現在18棟ですかやっているんですけども、その辺の防音装置等はどのように考えているか、この計画に入っているのか1点と、それから、自衛隊のほうのところを通ると思うんですよ。防衛庁の施設。それを等価でやるのか市で買うのか、その辺の御検討はなされているのか、お伺いします。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず、道路に伴う騒音に対する防音装置ということですね。この道路が実際どのぐらいの交通量になるかというのはまだ全然見えていません、できた後に。ですからその状況を見ながらということになりますが、今のところはまだ防音装置等については、考えて、念頭に置いていません。ただ、交通量の状況によっては、そういう対応をせざるを得ないかなというふうには考えてございます。

あと、自衛隊との用地の関係でございますが、都市計画道路としても昭和40年代に規定している道路でございますので、その辺については御理解いただけるかと思いますが、今回先ほど道路公園課長が言ったとおり、路線を変更して今最近開発が終了して、高校との間に道路を迂回させるんですが、その部分については、なかなか自衛隊の土地を分断するという形になって今協議している最中でございますが、何とかそれにかわるものということも協議の中では提案されてございますので、具体的には等価にするか等積にするかというのはいわかりませんが、ちょっとこの辺は今後詰めていきたいというふうに思っています。基本的にはやっぱり用地を減らすのはなかなか防衛庁としてはあんまり好ましくないというのが基本的な姿勢ですので、その辺を協議しながら対応していきたいというふうに思ってい

ます。

○金野委員

今次長のほうからいろいろ説明あった、多分そのとおりになると思うんですけども、ただ、あそこに行ったときカーブして行ったときに、自衛隊の用地で私言いたいのは144日間も多賀城駐屯地でこの東日本大震災で、御協力いただいた。それで南門も西門も使えなかった。ここで提案は、北門を市のほうからつくったほうがいいんじゃないかと、自衛隊のほうにちょっと誘致を声かけをしていただきたい。それは市長、どう思いますか。今まで144日間も自衛隊の隊員にお世話になった。そしてこの都市計画道を持っていくためにちょうど北門に当たるんですよ。そういうのを市長の考えで、この門が道路をつくるからこの北門も一緒に自衛隊のほうでつくったほうがいいんじゃないかという案を私は提供したいんですけども、市長はどうお考えになるか。

○菊地市長

北門がどこにあるのかというのも私、ちょっとわからないので、あるとすれば当然そちらに接続するような形にせざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。ただ、今回のやつは北門から出たんじゃないんですか。北門じゃなくて。（「北門はないの」の声あり）北門じゃなくて笠神のほうから南のほう、正門とか何かから出られないので別の笠神のもう一つ門ありますよね、そっちのほうから出たというふうなことです。万が一の場合もすぐ出られるような形の、自衛隊が機能できないと何もなりませんので、それは十二分に相談してやりたいというふうに思っています。

○金野委員

前向きな答弁ありがとうございます。そのように私も今後調整させていただきますので、よろしくお願いします。

○竹谷委員

今笠神のやつ出ましたけれども、98ページの清水沢多賀城線、この計画はどのようにするんですか。多賀城の国府駅の政庁の駅のところ、アンダーパスでやるという、そういう構想があったはずですけども、これはどこをどうやろうとしているんですか。

それともう一つは、ここは区画整理でつくったときに市は県事業でさせると、県事業でもっていかざるを得ないということをしきりにお話ししておったんですけども、もうそのものは今回の復興の予算がつくからもう県に頼まないで市でやっちゃうんだという意気込みでこの設計費用をつくっているのか、その辺はどういうふうにするんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず清水沢多賀城線の路線の関係でございますが、今回避難道路として非常に重要な路線であるということで、復興交付金事業として認められました。その考え方は今現在国道から南側県のほうでつくってございますが、海老鉄工のところですね、そこから北側について仙石線を越えて、臨海鉄道を越えて、さらに砂押川を越えて志引団地に入りまして、新田上野線、新田高崎線とぶつかる交差点までをまず避難道路として裁定が必要だろうということ

でその路線を認められているということでございます。もともと県事業か市事業かということで、今委員おっしゃられるとおり、いろんな棚上げ状態ということになってございましたが、今回の事業についてはその先線、国府多賀城駅の部分の東北本線をアンダーパスする部分については今回この路線に入ってございませぬが、その先線については今後県も一緒に先線については考えていきますよという話は県のほうからされておりますが、今回についてはほぼ全額が国の交付金事業として認められているので、これは市の事業として行くのがベターだろうということでその考えに基づいて今回はうちのほうで上げさせていただいたということでございます。

○竹谷委員

そうすると工事費まで今度の復興の予算で完全に確認できるという確約をされていてよろしいですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

工事費はつくものと思っております。

○竹谷委員

笑っているけれどもね、これは物すごい事業なんですよ。いいですか、国道から仙石線をアンダーパスでやって、全部持っていかなきゃいけないんですよ。オーバーで。全部持っていかなきゃいけない。だから、笑い事じゃないんですよこれ。物すごい経費がかかるんですよ、この事業は。ですから本腰になって設計かけるのであればやるんだという、例えば5カ年計画でやるんだというぐらいの意気込みでやらないとこれはもう頓挫しちゃうと。それともう一つはこの計画道路のところに既に住宅が張りついております。これは条件で、そのときはどうのという条件があると思いますが、多分立ち退きの問題も出てきます。ですから、笑っているけれども笑い事じゃないんですよ。ここは。本当にやってもらうと大変助かるんです。その橋ができることによって八幡小学校、城南小学校の児童の割り振りもできるんですよ。その橋を使って八幡小学校行けば、城南小学校に来るよりも通学路が近いという面も出てくる。ですから笑い事じゃなく本当に5年なら5年計画でやるんだというぐらいの本腰をかけてやっていくという気構えで、今回もらえるからいいというんじゃなく、本当にやっていくんだという気構えだということに確認しておいてよろしいですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

大変失礼しました。清水沢多賀城線については、総事業費がこれから10年間で188億3,000万円というふうに設定してございます。そのうち5年間、91億3,000万円という事業費を計上しております、今回は23、24年度分を採択なったということでございます。したがって、まずこれは先ほどの笠神八幡線と同じように2本の縦線として非常に重要な避難道路でございますし、将来の物流道路としても非常に重要なものでございますので、ぜひともこれは完成、早期に完成させるということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ぜひ、強力に進めていただきたい。それで今仮設住宅があるのでちょっとあれですけども、これがほぼ完成するときには、いわば岩切線までつながるようにしていかないと、今流通だと言っておりますけれども、少なくとも今度の多賀城インターチェンジが完成すればこれは完全な流通の道路になってくるということになりますから、ぜひそのことも検討、並行して進めていってもらいたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

そのように取り組んでまいりたいと思います。

○竹谷委員

それから、委託費でいろいろありますがこれは早急に早いうちに全部委託をして設計をしていただいて、工事はできるだけ早く着工してほしいというのを要望しておきたいのと、もう一つは、100ページの八幡防災公園工事、工事請負費で1億2,100万円やっている。盛土をやるということですので、これはぜひ繰越明許しないで、24年度中に着手していくんだという気構えでやってほしい。そうでないと復興の事業が全然目に見えない。多分宮内地区の住宅の問題でもこれから協議をしていくと、早々早晩に結論が出てもなかなか事業着手ができないのではないかとというふうに予想されますので、このところだけは明確になっておりますから、やっているんだという、復興のために市は動いているんだということを一つのあかしとしてぜひこれは25年度に繰越明許をするんじゃなく、24年度中にこの事業のある意味での24年度が目標としている完成形にしていきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○鈴木道路公園課長

まず、設計委託につきましては委員おっしゃられるとおり、4月の第1回目の起工書の締め切りに合わせまして5月の連休明けぐらいの入札になろうかと思いますが、それに合わせて現在準備を進めているところでございます。その設計が順調に終われば年度内の竣工ということについても見えてくるんですけども、実際には委員いろいろ御心配なされているとおり、被災地の設計業務等がかなりのボリュームになろうかというふうに考えております。その関係がございませぬものですから、実際に本当に5月に落札していただく設計業者が出てくるものなのか、そういったことで実際は工事そのものの完了が24年度末を目指して行っていくということで予定は組んでおりますが、その辺については、今後ちょっと不明確な部分が多々あろうというふうに考えております。

○竹谷委員

今からやりますと言ってやれないと何だと言われるのがわかるから、そういう答弁になるんでしょうけれども。私はそういう気構えでやってほしいと言ったの。やっぱりこういうこの間の工場地区の皆さん方がいろいろ発表会がありますよね。やっぱりああいう発表をしているという、またみんな復興しようという工場地帯の方々もその勢いにあるわけですよ。であれば、我々もそれにこたえて目に見えることをやっていくという姿勢が大事だと思う。「設計業務をやっていますがなかなか来ないんです」じゃなく、これぐらいはもうやる

うよという、やっぱり気構えで物事が進んでいかないと関係者も「何やっているの、市は」というふうな思いになるやにも思われますので、一つそこをいろいろ忙しい、いろいろな障害があるとは思いますが、目に見えた事業を促進してほしいということをお願いしておきます。あとは議会まだありますからチェックはしていきますけれども、一つお願いだけさせていただきます。

○根本委員長

質疑をされる委員の皆さん、あと何名いらっしゃいますか。お一人。

○松村委員

98 ページの復興住宅について、先ほど佐藤委員のお話もありましたが、それについてちょっともう少しお話を伺いたいと思います。先ほど市長が希望者は全員入れるように頑張りますというお話、最後にされましたが、今復興住宅に希望されている数は何名と押さえていますでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

昨年のアンケートの結果では 523 名でございます。

○松村委員

査定が 361 という事なんですが、これはこちらの資料を見ますと 27 年までの部分で出しているんだと思うんですけども、そうするとあと残りの 160 名ぐらいの部分はどのように考えるんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほども御説明申し上げましたが、523 名、あの時点でのアンケートで今のところは入居ということで希望しておこうかという部分も多々あるかと思ひますし、なかなか確定できないかと思ひます。時間がたってくると自分で再建していくという方も出てきますし、いったん入居を希望したけれども、またやっぱり自分で自力で再建する方もいるかもしれせん。どちらにしてもまだ確定はできないのでその都度、時期を見計らいながら確認していきたいと思ひます。361 の査定ということでございますが、つい最近も緩和がされておまして、さらに査定の戸数がふえるということもありますので、それもにらみながらいずれにしても入居を確約というか、本当に入居するという意思をどの時点で確定できるかというのは非常に難しい部分でございますので、それは先ほど市長が言ったとおり、最終的に希望される方はぜひ皆さん入れるように準備はしていきたいというふうに思ひています。

○松村委員

今次長のほうは、多分減る方向で考えていますけれども、私が感じるのはむしろ入りたいという人のほうが今まではそうでもなかったけれども、やっぱり入りたいというふうな希望者が多くなっているような私個人的には感じますので、はっきりした数が当初の数と若干の乖離はあると思ひますけれども、いずれにしても 160 名ぐらいの部分が当初の希望者から不足していますので、やはりその辺もきちんとそういう人たちも 5 年以内に入れるようにそういうことも見据えて、特に復興住宅に関しての部分、土地の確保から含めましてぜひ

計画を進めていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

十分にその辺は考慮しながら、とにかくふえるかどうかというのは、なかなか今のところは読めないののでできるだけ時期を見て皆さんに確認していきたいというふうに考えておりますので、何よりも皆さんが希望される方全員入れるように対処していきたいというふうに考えております。

○根本委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 42 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、6 時 15 分といたします。

午後 5 時 59 分 休憩

午後 6 時 12 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

● 議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 7 号)

○根本委員長

次に、議案第 40 号平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 7 号)を議題といたします。関係課長等から説明を求めます。

○加藤下水道課長

それでは、歳出のほうから御説明申し上げますので資料 1 の 68 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 400 万円の追加補正でございます。説明欄 1 の仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金につきましては、前回の補正予算においてこのたびの東日本大震災による災害復旧を優先するため、本事業を次年度に先送りを行うこととし、その

費用について減額補正を行ったものですが、単独事業費等の負担額が確定したことにより、19節で400万円の追加補正をお願いするものでございます。

5款1項1目公共下水道施設災害復旧費で4,350万円の減額補正でございます。説明欄1の仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金につきましては、単独事業費及び補助率の確定により19節で4,350万円の減額補正をお願いするものでございます。

2項1目流域下水道施設災害復旧費で、1,154万1,000円の減額補正でございます。1の流域下水道施設災害復旧事業につきましては、震災復興特別交付税の用途が確定したことに伴い、受益市町が負担を予定していた部分について、震災復興特別交付税の活用が行えることになったため、19節で1,154万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、61ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の変更でございます。仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金につきまして先ほど歳出予算で説明させていただきました負担金の追加補正に伴い、さきの6号補正でお認めいただいた繰越明許費520万円に400万円を追加し、920万円の繰越しとさせていただくものでございます。完了予定時期につきましては、平成24年度末を予定しているとこのことでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。66ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金で4,634万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、ただいま御説明させていただきました歳出における災害復旧費の補正により4,634万1,000円の減額補正となったものでございます。

8款1項1目下水道事業債で470万円の減額補正でございます。1節公共下水道事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金の追加により、400万円の追加補正をお願いするものでございます。

5節公営企業災害復旧事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金の減額により870万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に62ページをお開き願います。

第3表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の補正により地方債発行の限度額を公共下水道事業につきましては、400万円追加の4,290万円、公営企業災害復旧事業債につきましては870万円減額の7,570万円でございます。これらにより補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は、470万円減額の11億2,900万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○竹谷委員

69 ページに仙塩流域下水道の関係がありますけれども、施設の復旧はどの程度進んでいるのか、そして完成形は何年というふうに県のほうでは計画しているのか、それについてお伺いします。

○加藤下水道課長

24 年度中に汚水処理の生物処理を終わらせるという予定だそうです。あと、完全復旧は 25 年度中を目指しているということでございます。

○竹谷委員

そうしますと、浸出の問題が出ておりましたけれども、貞山運河への、それらについてはこれが 24 年度完成すればある程度緩和できるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○加藤下水道課長

24 年度中に生物処理が始まりますのでそのとおりでございます。

○根本委員長

あと質疑ございませんね。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 40 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 43 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○根本委員長

次に、議案第 43 号平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。下水道課長から説明を求めます。

○加藤下水道課長

それでは、歳出のほうから御説明申し上げますので、資料 1 の 118 ページをお開き願いま

す。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 512 万 4,000 円の追加補正でございます。説明欄 1 の下水道事業全体計画見直し事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業の採択に伴い、事業費の調整及び財源の組み替えをお願いするものでございます。

2 の下水道事業庶務事務につきましては、災害復旧・復興支援業務に携わる非常勤職員の雇用に係る費用及び地方自治法に基づく職員派遣受け入れに伴う公用車借上料の追加、並びに事務室不足により生じた水道庁舎会議室事務室化の代がえとしてプレハブ設置に係る費用の追加をお願いするものでございまして、総額にして 512 万 4,000 円の追加をお願いするものでございます。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2,100 万円の追加補正で、東日本大震災復興交付金事業の採択に伴うものでございます。1 の都石雨水枝線整備事業浸水対策につきましては、東日本大震災復興交付金事業の採択に伴い社会資本整備総合交付金からの事業費調整及び財源の組み替えをお願いするものでございます。

2 の大代雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業及び 3 の大代東雨水ポンプ場整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業の採択に伴い、施設の設計業務委託料としてそれぞれ 1,050 万円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページ、120 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目交際費につきましては、先ほど御説明申し上げました下水道事業庶務事務の追加補正に伴う下水道使用料の充当先の組みかえによる財源組み替えでございます。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 7,840 万円の追加補正でございます。1 の仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金につきましては、仙台市中野雨水ポンプ場の機械設備災害復旧工事の追加費用として 19 節で 7,840 万円の追加補正をお願いするものでございます。2 の公共下水道雨水施設災害復旧事業単独及び 3 の公共下水道汚水施設災害復旧事業単独につきましては、仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金の追加補正に伴い、公営企業災害復旧事業債発行額が変更となることから、財源の組み替えを行うものでございます。

次に 109 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為補正の変更でございます。先ほど歳出予算で説明させていただきました下水道事業庶務事務の職員派遣受け入れに伴う公用車借上料を 558 万 2,000 円追加の 1,045 万 3,000 円に変更するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、114 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 150 万円の減額補正でございます。1 節社会資本整備総合交付金につきましては、歳出補正において説明させていただきました都石雨水枝線整備事業浸水対策の復興交付金事業化に伴うもので 150 万円の減額補正をお願いするものでございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2,054 万 9,000 円の増額補正でございます。これにつき

ましては、先ほど御説明させていただきました歳出における総務費の補正により 3,763 万 8,000 円の減額要因があったものですが、事業費及び災害復旧費の補正により 5,818 万 7,000 円の増額要因があったために結果的に 2,054 万 9,000 円の追加補正となったものでございます。

2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業繰入金で 5,827 万 5,000 円の追加補正でございます。東日本大震災復興交付金事業の採択に伴い、先ほど御説明させていただきました歳出における 1 款総務費の下水道事業全体計画見直し事業及び 2 款事業費の追加補正によるものであります。

次の 116 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目下水道事業債で 2,720 万円の増額補正でございます。1 節公共下水道事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました都石雨水枝線整備事業浸水対策の復興交付金事業化により 160 万円の減額補正をお願いするものでございます。

5 節公営企業災害復旧事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました災害復旧費の追加により 2,620 万円の増額をお願いするものでございます。

6 節震災減収対策企業債につきましては、歳出で御説明させていただきました下水道事業庶務事務の追加に伴い、下水道使用料で賄うべき部分に不足が生じたことから、260 万円の追加補正をお願いするものでございます。

110 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の補正により、地方債発行の限度額を公共下水道事業につきましては、160 万円減額の 1 億 8,610 万円、公営企業災害復旧事業債につきましては 2,620 万円追加の 1 億 4,510 万円、震災減収対策企業債につきましては 260 万円追加の 1 億 4,700 万円でございます。これらにより補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は、2,720 万円追加の 10 億 4,070 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして資料 2 の 24 ページをお願いいたします。

下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が当初予算時に比べてどう変わってきたかをあらわしたものであります。資料の構成は一つ目が当初予算時における元利償還金とその財源構成の表、二つ目が今回補正後の元利償還金とその財源構成の表、三つ目が当初から今回補正後までの比較表でございます。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わります。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 43 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 5 号)

○根本委員長

次に、議案第 41 号平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 5 号) を議題といたします。関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 1 の 70 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 5 号) でございます。第 1 条は総則でございます。第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入の予定額の補正をするものでございます。

1 款水道事業収益で 480 万円減額し、15 億 6,077 万 2,000 円とするものでございます。補助金の減額でございます。

第 3 条は資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本分括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 4 億 5,183 万 3,000 円を 2,506 万 5,000 円増額し、4 億 7,689 万 8,000 円に、損益勘定留保資金 1 億 2,656 万 8,000 円を 480 万円減額し、1 億 2,176 万 8,000 円に、建設改良積立金 916 万 1,000 円を 2,986 万 5,000 円増額し、3,902 万 6,000 円に改め、資本的収入を補正させていただくものです。

次のページをお願いします。

収入の表でございます。1 款資本的収入で 2,506 万 5,000 円を減額し、2 億 176 万 9,000 円とするものです。企業債及び補助金の減額でございます。

第 4 条は企業債でございます。予算第 6 条中に定めております企業債について、災害復旧事業債の減により限度額を 260 万円減額し、1 億 3,430 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

次のページをお願いいたします。

第 5 条は他会計からの補助金でございます。災害復旧に係る一般会計補助金を 326 万 4,000 円減額し、5,636 万 4,000 円とするものでございます。

次に、75 ページをお開き願いたいと思います。補正予算説明書でございます。上の方、収益的収入でございますが、1 款 2 項 6 目国庫補助金で 480 万円の減額、下の表資本的収入でございますが、1 款 1 項 2 目公営企業災害復旧事業債で 260 万円の減、6 項 1 目一般会計補助金で 326 万 4,000 円の減、2 目国庫補助金で 1,920 万 1,000 円の減額でございます。収益的収入、資本的収入合わせて 2,986 万 5,000 円の減額補正でございます。これは、水道施設災害復旧国庫補助事業の 2 次査定分が 24 年度交付決定となることから、23 年度計上分を減額させていただくものです。なお、24 年度第 1 号補正で改めて増額補正を計上させていただいております。

最後になりますが、ここで補正後の損益計算書について説明させていただきますので、資料 2 の 19 ページをお願いいたします。

損益計算について当初予算と今回の補正後との比較表でございます。今回の補正額は少し色のついた第 5 号補正欄でございます。その隣の太枠で囲まれた部分が補正後予算となっております。その右隣が当初予算との比較差し引きとなっております。今回の 5 号補正におきましては、補助金の減額に伴い当年度純損失見込みが左側借方部の太枠下から 2 行目 1 億 4,680 万 2,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 41 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 44 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○根本委員長

次に、議案第 44 号平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。上水道部次長から説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 1 の 123 ページをお開き願いたいと思います。

第 1 条は総則でございます。第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をするものでございます。あわせて、災害復旧に係る修繕費用 392 万 7,000 円に係る資金として公営企業災害復旧企業債 70 万円を借り入れするものです。

収入の表でございます。

1 款水道事業収益で 716 万 1,000 円増額し、17 億 410 万 3,000 円とするものでございます。補助金の増額でございます。

次に、支出の表でございます。1 款水道事業費用で 374 万円を増額し、16 億 7,878 万円とするものでございます。主なものは修繕費の増額でございます。

次のページをお願いします。第 3 条は資本的収入及び支出でございます。予算 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、3 億 8,120 万 9,000 円を 2,423 万 6,000 円減額し、3 億 5,697 万 3,000 円に、過年度損益勘定留保資金 1 億 4,200 万 2,000 円を 480 万円増額し、1 億 4,680 万 2,000 円に、当年度損益勘定留保資金 2 億 2,893 万 6,000 円を 2,903 万 6,000 円減額し、1 億 9,990 万円に改め資本的収入額を補正させていただくものです。

収入の表でございますが、1 款資本的収入で 2,423 万 6,000 円を増額し、2 億 1,819 万 2,000 円とするものです。企業債及び補助金の増額でございます。

第 4 条は企業債でございます。予算第 6 条中に定めております企業債について、公営企業災害復旧事業債の追加により地方債発行額の限度額を 280 万円増額し、1 億 8,300 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

次のページをお願いします。第 5 条は災害復旧のための一般会計から補助を受けることにより第 10 条他会計からの補助金の 1 条を追加したことによる改正でございます。

次に、128 ページをお開き願いたいと思います。補正予算説明書でございます。上のほう、収益的収入でございますが、1 款 2 項 6 目一般会計補助金で 86 万 5,000 円の増、同じく国庫補助金で 629 万 6,000 円の増、次に 1 番下の表、資本的収入でございますが 1 款 1 項 2 目公営企業災害復旧事業債で 210 万円の増、6 項 1 目一般会計補助金で 267 万 5,000 円の増、2 目国庫補助金で 1,946 万 1,000 円の増額でございます。収益的収入支出並びに資本的収入合わせて 3,139 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、23 年

度 5 号補正で説明いたしました。水道施設災害復旧国庫補助事業 2 次査定分につきましては、交付決定が 24 年度になることから、その財源を計上させていただくものです。次に、真ん中の表の支出でございますが、収益的支出でございます。24 年度で発注を行う災害復旧修繕費の増額と補正に伴う消費税及び地方消費税の減額を計上してございます。最後になりますが、ここで補正後の損益計算書について説明させていただきますので、資料 2 の最後のページ 25 ページをお願いいたします。

損益計算について、当初予算と第 1 号補正後との比較表でございます。1 号補正におきましては、補助金の増、費用では修繕費の増により結果的に当年度純利益見込みが左側借方太枠下から 2 行目、1,464 万 6,000 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 44 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託をされました議案第 39 号から議案第 44 号までの平成 23 年度及び平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。各議案ともそれぞれの原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 6 時 42 分 閉会

補正予算特別委員会
委員長 根本朝栄